

第3期みなべ町地域福祉計画

人のぬくもりのある町！あがらのみなべ！



平成30年3月

みなべ町地域福祉計画の策定にあたって

町民の皆様には、平素よりご支援やご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

近年は、少子高齢化の進行や時代の変化に伴い、家族や地域での相互扶助機能は低下傾向にあります。が、すべての人が家庭や地域の中で安心して暮らすことができる社会には、今まで以上に地域で支え合う地域力の向上が求められています。

本来の持ち味と思われる「あがらのみなべ」の「人のぬくもり」のよさを生かしながら、地域福祉の推進にあたり、自助、互助・共助、公助の視点を基に「みなべ町地域福祉計画」を策定いたしました。

今回の計画策定には、地域ごとに地域福祉懇談会を開催し、また、地域福祉計画策定委員会により、ご検討を重ねて頂きました。

今後、みなべ町としましても、これらのことを踏まえて施策を展開していきたいと思っておりますので、関係機関・関係団体・町民の皆様の積極的な参加とご協力をお願いします。

本計画の策定にあたり、熱心にご協議下さいました地域福祉計画策定委員の皆様、各区長様はじめ、地域福祉懇談会で貴重なご意見、ご提案を頂きました皆様に心からお礼申し上げます。



平成 30 年（2018 年） 3 月
みなべ町長 小 谷 芳 正

目次

第1部 基本的な考え方	1
第1章 第3期計画策定にあたって	2
1. 「地域福祉」の考え方と、「地域福祉力」の向上について.....	3
2. 計画策定の背景.....	4
3. 地域福祉計画の位置づけ	6
4. 地域福祉に関する国の動向	7
5. 計画の期間.....	12
6. 計画の策定体制.....	12
7. 計画の推進に向けて.....	12
第2章 地域福祉を取り巻くみなべ町の現状と課題	13
1. みなべ町の現状	14
2. 住民アンケート結果から.....	18
3. 地区懇談会の意見より	36
第3章 計画の基本理念と目指す目標	41
1. 計画の基本理念	41
2. 基本理念の実現に向けた「あがらのみなべ！」3つの基本目標と施策.....	41
3. 地域福祉を推進する4つの視点	42
4. あがらのみなべ！ 地域福祉の進め方	43
第2部 施策の展開	49
基本目標1 声かけから交流しましょう！	50
施策1-①. 幅広い交流活動の推進	50
施策1-②. 地域の福祉活動の充実	53
施策1-③. 支援が必要な方への地域における理解と支え合い	56
基本目標2 元気に暮らせる町をつくりましょう！	59
施策2-①. 地域における包括的な相談体制の整備と充実	59
施策2-②. 必要な人に情報を届ける仕組みづくり	61
施策2-③. 健康でいきいきとした地域社会	63
基本目標3 安心できる共生社会を目指しましょう！	65
施策3-①. 災害時や緊急時の支援対策の推進	65
施策3-②. 一人ひとりの権利や人権を擁護するための取り組み	67
施策3-③. 安心して快適に暮らせる環境と仕組みづくり.....	69
施策3-④. 地域での支援が必要な人への体制づくり	71
資料編	75
1. 計画策定委員会設置要綱.....	76
2. 策定委員名簿	77
3. 策定経過.....	78

第 1 部 基本的な考え方

第1章 第3期計画策定にあたって

町の人口が減り続けていると同時に、少子化と高齢化が進んでいるのが町の大きな課題です。つまり、支援が必要な人が増えている一方で、働き手や将来の地域活動の担い手がどんどん減っていているということです。

そのような状況であるからこそ、世代間を超えた地域でのつながり、支え合い、助け合いがこれまで以上に重要です。

住民アンケート・地区懇談会・策定委員会での意見などがあがってくる共通した意見は、これまでのまちのよさをこれからの世代に引き継ぐためには、どうしたらいいか、ということでした。

若い人や子どもたちが減っていて活気がなくなってきているけれども、豊かな福祉資源に支えられ、地域が仲良く団結力があるのが「あがらのみなべ」といえます。

まずは自宅の両隣から見守りを始め近隣の5軒へ！

地域で集まって協力してできそうなことからやってみよう！

災害に強い安心安全な地域づくりを目指そう！

地域が誇れる資源を生かして活動をしてみよう！

他地区で成功している事例をちょっとやってみよう！

地域ですでに始まっている活動を応援してみよう！

健康づくりをしながら忙しい時期を乗り切ろう！

とても前向きで、明るい意見がたくさん出ています。

ちょっとした一声や、地域の交流は、人の心の「ぬくもり」となり、

一人ひとりの普段の暮らしを、幸せにしてくれるものです。

支えられ、支え上手になりましょう！

人のぬくもりのある町！ あがらのみなべ！

このような町民みんなの共通の願いを実現するために、一人ひとりがまずはできることから始めてみる。

そして一人ひとりが、地域の福祉をきっかけにしたまちづくりの担い手であるという実感を持つ。

一人ひとりの心がけが、これからの地域の魅力をつくっていきます。

町全体に、地域福祉の輪の広がりを応援するための計画が、この第3期みなべ町地域福祉計画です。

1. 「地域福祉」の考え方と、「地域福祉力」の向上について

我が国では、平成9年の介護保険法の制定や、平成12年の社会福祉法の制定（「社会福祉事業法」からの改正）をはじめ、子どもや障がいのある人、高齢者などを対象とする各種制度の整備や福祉サービスの充実が図られてきました。また、近年では、避難行動要支援者の問題や生活困窮者への支援など、これまでの分野別の福祉では対応できない「制度の狭間」といわれる複雑な生活課題も顕在化するようになってきています。さらには、社会環境の変化や家族構成の変化、人々の価値観やライフスタイルの変化などを背景とした、「無縁社会」「社会的孤立」が新たな課題となってきています。

平成23年3月に発生した東日本大震災をきっかけに、「地域の絆や支え合いがもたらす地域の安心・安全な暮らし」に注目が集まっています。誰もが地域で安心して暮らしていくためには、まず、日ごろ身の回りで起こる問題は、住民一人ひとりの努力（自助）、隣近所、ボランティア活動などお互いに助け合うこと（互助・共助）が重要となります。しかし、それでも解決できない問題については、役場を含めた行政施策や介護保険に代表される制度化された公的な制度で解決する（公助）という、重層的な取り組みが求められます。

「社会福祉」とは、支援を必要とする特定の人に向けた福祉の考えですが、「地域福祉」には、特定の人に限定せず、地域に住む誰もが幸せで安心な暮らしを送ることができる地域をつくっていくという意味が込められています。そのため、「地域福祉」を推進していくには、地域における相互の助け合いと支え合いの仕組みづくりが必要であり、町民、ボランティア、NPO法人、事業者、社会福祉協議会、行政などが連携し合いながら一体となって地域の「福祉力」を向上させていくことが重要です。

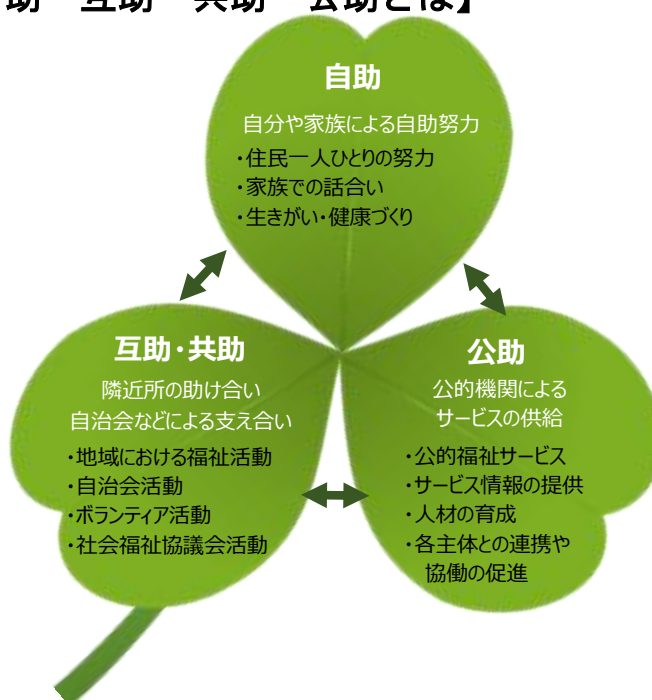
社会環境が変化する中で、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが安心して自立した日常生活を送ることができる環境づくりを目指すため、本町の地域福祉を取り巻く現状と課題を十分に踏まえつつ、これまでの地域福祉に関する取り組みを見直すとともに継続・発展させていくことにより、地域社会の変化に適切に対応していくため、第3期みなべ町地域福祉計画を策定しました。

【地域福祉における自助・互助・共助・公助とは】

地域福祉とは

一人ひとりが住み慣れた地域において安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者等が、自助・互助・共助・公助の範囲で、お互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

特定の人に限定せず、地域に住む誰もが幸せで安心な暮らしを送ることができる地域をつくっていくことが、「地域福祉」を考えるポイントです。



2. 計画策定の背景

(1) これまでの地域福祉を取り巻く諸課題

① 生活課題の多様化

少子高齢化の進行、個人の結婚観の変化による晩婚化・未婚化、共働き世帯の増加、経済・雇用環境の変化などによる個人の価値観や生活様式の多様化などのために、人と人とのつながり・絆が弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、互いの顔が見えにくい状況が広がっています。

また、家庭内においても、家族間のコミュニケーション不足がもたらす影響が懸念されているところであり、特に子どもや高齢者などへの虐待、配偶者などへの暴力、ひきこもりなどの問題が社会問題化してきています。生活不安やストレスの増大が多様な生活課題を引き起こす一方で、生活課題に直面した人々を支える地域のつながりは希薄化してきており、地域福祉の推進を図るためには、地域力の強化と、多様な生活課題に柔軟に対応できる仕組みの構築が求められています。

② 社会福祉施策の変化

社会環境の変化やそれに起因する生活課題の多様化に対応するため、国では社会福祉基礎構造改革を行っています。これは旧来の「行政による措置」という考え方から、利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択・決定する「契約制度」へと社会福祉制度の転換を図るものです。

また、個人の尊厳を尊重する視点から、できる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤を整備していくという考えに基づき、高齢者福祉の分野では、地域密着型サービスの創設や地域包括ケアシステムの整備、障がい児者福祉の分野では、地域生活への移行や一般就労への移行の推進、児童福祉の分野では、子ども子育て支援事業の実施など、地域での生活に移行する福祉政策への転換が図られています。

このように福祉施策は、利用者の立場に立った社会福祉制度の実現や生活課題に柔軟に対応する福祉サービスの充実を目指す制度へと変化してきています。

③ 社会福祉法の成立

社会福祉基礎構造改革では、さらに「地域福祉の推進」という考え方が明確に位置づけられました。

平成12年には、社会福祉の基本法である「社会福祉事業法」が「社会福祉法」へと改正され、福祉サービスの基本的理念や福祉サービスの提供の原則、福祉サービスの提供体制の確保などに関する国及び地方公共団体の責務などが定められました。また、同法第4条では、地域福祉の推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者」の三者とするとともに、地域福祉の推進の目的は、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように」と定められ、同法第107条では、市町村による「地域福祉計画」の策定が規定されています。

このように、地域福祉という考え方は、これまでの高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉といった対象別にとらえたものではなく、これらを横断的に統合して推進していこうというものです。そして、その実現のために、地域社会を構成する一人ひとりの住民、ボランティア団体・NPO法人、福祉事業者、社会福祉協議会、行政等が互いに連携して、共に地域福祉の推進に取り組んでいくことが求められています。

社会福祉法第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

（平成 30 年 4 月 1 日施行 改正社会福祉法）

④ 生活困窮者自立支援制度への対応

平成 27 年 4 月に施行された「生活困窮者自立支援法」により、生活困窮者対策と地域福祉施策との連携が求められています。生活困窮者は、様々な課題を抱えていることも多く、その課題解決のためには、地域のあらゆる関係機関がネットワークを構築し、それぞれの強みを生かしながら役割分担を図りつつ、包括的な支援を具現化することが重要とされています。また、生活困窮者の早期発見や、その生活環境の変化を把握するための見守りなどの間接的な支援は、地域住民相互の支え合いによる共助の取り組みが重要性を増しています。さらに、生活困窮者支援の実践にあたっては、「支援する側と支援される側」という関係を固定的なものとしせず、生活困窮者自らも地域社会の一員として積極的な役割を見出すという視点も重要と考えられています。

⑤ 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

平成 28 年 7 月に、厚生労働省は地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させる「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置しました。これにより市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を目指す

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。

2. 理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備に努める。
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の構築に努める。
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制の構築に努める。

3. 地域福祉計画の充実

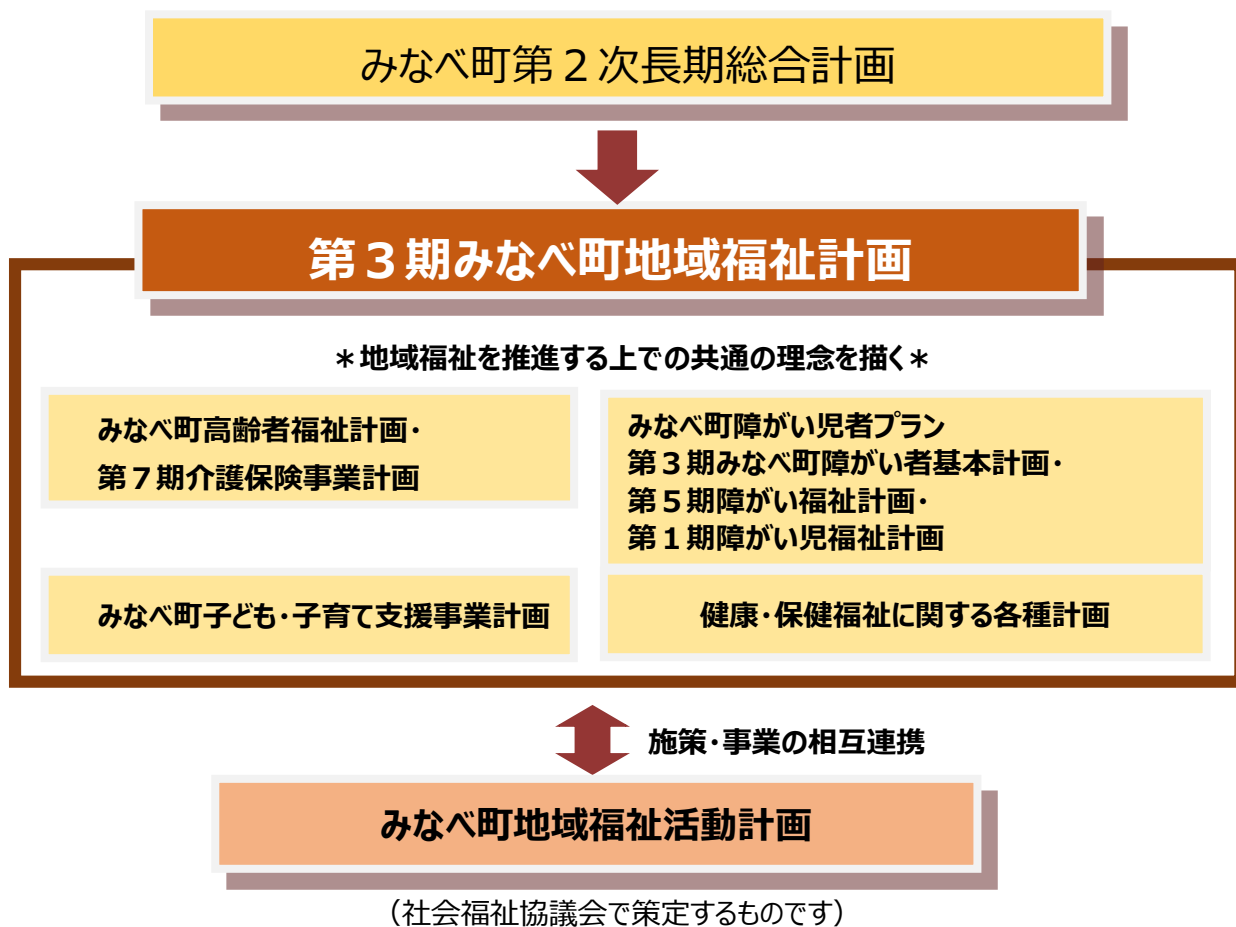
- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。

3. 地域福祉計画の位置づけ

第3期地域福祉計画は、みなべ町第2次長期総合計画を上位計画とし、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定しています。

本計画は、保健福祉の各分野別計画に共通する地域福祉推進の理念を相互につなぎ、各分野の計画に基づいた施策が効果的に展開されることを推進する役割を果たしていきます。

また、町が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、理念や方向性を共有しながらも、それぞれの計画では「公的福祉サービスの充実や利用促進」と「地域住民主体の地域福祉活動・行動」といった異なる視点から地域福祉の推進を図り、相互に補完し合う関係となっています。



参考：社会福祉法第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

4. 地域福祉に関する国の動向

(1) 関連諸制度の流れ

	高齢者福祉	障害者福祉	子ども・子育て支援	その他
平成 11 年	ゴールドプラン 21		新エンゼルプラン	男女共同参画社会基本法
平成 12 年	介護保険制度開始		児童虐待防止法	
平成 13 年			DV防止法	
平成 14 年			少子化対策プラスワン	ホームレス自立支援法
平成 15 年		支援費制度		個人情報保護関連5法
平成 16 年	高齢者雇用安定法			
平成 17 年	認知症サポーター制度	発達障害者支援法 精神保健法改正 障害者自立支援法	次世代育成支援行動計画 (~平成 26 年)	
平成 18 年	地域包括支援センター設置 介護保険制度: 予防重視型へ	バリアフリー新法		自殺対策基本法
平成 19 年			DV防止法改正	更生保護法
平成 20 年				ハンセン病問題基本法 第 1 期みなべ町地域福祉計画
平成 21 年				
平成 22 年				
平成 23 年	高齢者住まい法改正	障害者基本法改正 障害者虐待防止法		復興基本法
平成 24 年	地域包括ケアシステム			
平成 25 年		障害者総合支援法 地域支援事業の拡充 障害者施設等製品優先調達法		災害対策基本法改正 第 2 期みなべ町地域福祉計画
平成 26 年	医療介護総合確保推進法	障害者の権利に関する条約批准 (国内法整備)	子どもの貧困対策法 子供の貧困対策に関する大綱	
平成 27 年	地域包括ケアの強化 生活支援サービス事業	難病患者に対する医療等に関する法施行	子ども子育て支援制度	生活困窮者自立支援法
平成 28 年		障害者差別解消法 障害者雇用促進法	児童福祉法改正	自殺対策基本法改正 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 成年後見制度利用促進法 再犯の防止等の推進に関する法律
平成 29 年				
平成 30 年		児童福祉法改正 (障害児福祉計画策定義務化)		第 3 期みなべ町地域福祉計画

(2) 高齢者福祉及び地域包括ケアに関すること

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活支援が包括的に提供される体制を「地域包括ケアシステム」といいます。国は、団塊の世代の大半が 75 歳をこえる平成 37 年を目途に市区町村が地域の実情に応じて地域包括ケアシステムを構築することとしており、市区町村は在宅医療・介護連携の推進や、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、地域ケア会議の推進などの方策を盛り込んだ計画を立てることが求められています。

平成 29 年 2 月に厚生労働省「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」は、「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」を取りまとめました。地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係をこえて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野をこえて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくり上げていく社会であり、その実現に向けて、①公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換、②『我が事・丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換の 2 点をその方向性として改革を進めることとしました。

第 7 期介護保険事業計画（平成 30 年～32 年度）の策定にあたり国が定めた「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）」においては、「高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化」、「『我が事・丸ごと』地域共生社会の推進」、「平成 30 年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保」、「介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進」、「『介護離職ゼロ』に向けたサービス基盤の整備」が計画策定のポイントとして掲げられています。

地域包括ケアシステムの構築にかかる様々な課題に対処するにあたって、地域の力の重要性がますます高まっています。あらゆる地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域の絆づくりを進めることを通じ、公的な福祉サービスだけでは解決できない老老介護などの複雑化する課題に対応していく必要があります。

介護保険法改正で、国の認知症施策が法律上にも位置づけられ、新オレンジプランで示されている、「認知症への理解を深めるための普及・啓発」「認知症の人の介護者への支援の推進」「認知症及びその家族の意向の尊重の配慮」の 3 つを重点的に取り組むこととされました。

(3) 健康・保健・食育に関すること

長寿化に伴い長くなる高齢期を健康でいきいきと過ごすため、加齢による心身機能の低下を可能な限り予防し、健康寿命の延伸を図ることが重要であるとともに、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援やサービス体制の充実が必要となります。

平成 25 年度からの「健康日本 21（第二次）」では、健康寿命や一次・二次予防の指標に加え、「健康を支え、守るための社会環境の整備に関する目標」として、「地域のつながり」が重視されています。

平成 26 年 6 月に労働安全衛生法の一部が改正され、事業者に対して労働者の健康保持の観点から、受動喫煙防止措置の努力義務を規定したほか、（改正規定は平成 27 年 6 月施行）国の「受動喫煙防止対策強化検討チーム」での検討をもとに、厚生労働省は、平成 29 年 3 月に「受動喫煙防止対策の強化について（基本的な考え方の案）」を示しました。

平成 28 年 4 月、国は「自殺対策基本法」の一部を改正し、自殺対策を生きることの包括的な支援とし

て再構築し、その総合的、効果的な推進を図るために、地方公共団体は自殺対策計画を定めるものとなりました。平成 29 年 7 月「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」では、地域レベルの実践的な取り組みや、若者の自殺対策、勤務問題による自殺対策の推進等を掲げています。

平成 28 年度からの「第 3 次食育推進基本計画」では、第 2 次食育推進基本計画までの方向を発展させ、「多様な関係者のつながり」、「連携・協働」、「食や世代の循環」がキーワードとして取り上げられており、若い世代への食育や地域での食育の推進に加え、食文化の伝承や、食品ロスの軽減等、環境へも配慮した食育の推進が掲げられています。

(4) 障がい児者福祉に関すること

障害者自立支援法が「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正され、平成 25 年から施行されています。制度の谷間のない支援を目指すとともに、地域社会における共生や社会的障壁の除去を図ることを目的とする基本理念を掲げています。

平成 25 年 9 月に「第 3 次障害者基本計画（計画期間は平成 25～29 年度）」を公表、「障害者の権利に関する条約」は平成 25 年 12 月の締結のための国会承認、平成 26 年 1 月の条約の公布を経て 2 月より我が国に効力が生じることとなりました。

平成 25 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定（平成 28 年 4 月施行）され、障がい者への不当な差別的扱いの禁止や合理的配慮を求めるなど、障がい者の人権を守り、自立と社会参加を促す取り組みが進められています。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が定められ、平成 30 年度より市区町村で障がい児福祉計画の策定が義務づけられました。

(5) 子どもや子育ての福祉に関すること

平成 27 年度から導入された子ども・子育て支援新制度では、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野で地域における子育て支援策の構築が求められています。

「児童福祉法等の一部を改正する法律」において母子保健法第 22 条の改正が行われ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」が新たに規定され、国は「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、同センターについて、全国展開を目指して取り組むとしています。

(6) 生活困窮に関すること

近年、生活保護受給者数の増加とともに、生活保護を受給していなくとも、現に生活に困窮している方が増加しています。また、生活保護受給世帯のうち約 25%の世帯主が出身世帯も生活保護を受給していたという、いわゆる「貧困の連鎖」も社会問題化しています。こうした中、生活保護に至る前の段階で支援を

行うことを目的とした「生活困窮者自立支援法」が、平成 27 年 4 月に施行されました。

子どもの貧困については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行され、同年 8 月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることがないように、子どもに届く教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を推進することが方向づけられています。

(7) 防災・防犯に関すること

各地で周期的に起きる大震災の発生や各地域での自然災害等により、災害時における要配慮者の把握と支援方法の確立の必要性が再確認されました。災害対策基本法の改正により、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策が求められていること、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の利用及び提供について新たに規定されています。

全国における刑法犯の認知件数は平成 28 年には戦後最少となりましたが、治安の悪化に対する意識は高くなっています。地域を安全なまちにするため、地域と連携した活動が求められています。

(8) バリアフリーに関すること

バリアフリーについては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づき、高齢者、障がい者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進しています。平成 23 年に改正された基本方針に基づいたバリアフリー化の数値目標の達成に向けて、自治体及び各事業者が公共交通施設や建築物等のバリアフリー化に取り組んでいます。

平成 29 年 2 月に決定した「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」において、バリアフリー法を含む関係施策について、共生社会の推進や一億総活躍社会の実現の視点も入れつつ、そのスパイラルアップを図ることが示されています。

(9) 成年後見に関すること

日常生活において判断能力が十分でない人が社会全体によって支えられ、必要な支援を受けることで安心して自立して生活できるために、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成 28 年 5 月に施行されました。

(10) 再犯の防止に関すること

刑事司法関係機関だけの取り組みには限界があり、地域社会での継続的な支援が再犯防止に重要という現状に対応するために、平成 28 年 12 月、再犯の防止等の推進に関する法律が成立しました。

(11) その他地域福祉の推進に関すること

制度の狭間のニーズや課題への対応や、地域における公益的な活動の中心として、社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人と行政や地域との連携が求められています。社会福祉法が平成 28 年に改正され、社会福祉法人の役割として、「地域社会への貢献」が、透明性の確保とともに重要な視点として打ち出されました。また、福祉人材の確保の促進も課題としてあげられています。

5. 計画の期間

平成 30 年度からの 5 年間とします。

なお、制度の改正や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

6. 計画の策定体制

計画策定は、地域福祉計画策定委員会を組織し、住民アンケート・住民懇談会の結果の活用等、各層の幅広い協力・参画を踏まえて行いました。また、同時期に策定した「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「障がい児者プラン」の策定委員会が出された課題等を参考にしています。

7. 計画の推進に向けて

「第 3 期みなべ町地域福祉計画」の実現に向けて、住民・関係団体・関係機関・事業者と行政が協働して計画を推進していく必要があります。町では、計画に盛り込まれた施策を関係者との連携を十分に図りながら、次のような取り組みを行っていきます。

7-1 計画の進捗状況の点検

計画を着実に推進するために、地域福祉計画策定委員会では、住民・関係団体などから意見聴取や住民及び福祉関係者の研修会などを行いつつ、地域の進捗状況を点検するとともに支援し、施策への反映を図ります。

7-2 庁内推進体制の設置

各分野計画推進のために、庁内の関係部署で計画の進捗状況の集約と調整及び連携を行います。また、地域生活課題の検討や整備を行います。

7-3 社会福祉協議会等への支援と連携

社会状況の変化に伴う多様化かつ増大する地域の福祉ニーズに対応するため、社会福祉協議会等の社会福祉法人、事業所等の関係団体などへの積極的な支援を行うとともに、地域福祉推進のための有機的な連携を進めます。

7-4 計画の見直し

国の社会保障の動向や社会状況の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて施策を再評価し計画の見直しを行います。

7-5 個人情報保護

より質の高い福祉・保健・医療サービスを提供していくためには、サービス利用者に関する様々な個人情報を行政、関係機関、事業者などで取り扱う場合も多くなってきます。そのため、マイナンバーをはじめとする個人情報の漏えいや不正利用防止に向けた情報管理を行います。

第2章 地域福祉を取り巻くみなべ町の現状と課題

地域福祉とは、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力し合い、福祉に関する地域課題の解決に取り組み安心して暮らせるようにしていくための考え方です。

この計画は、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるために、みんなで集まって何かひとつでもできることがないか、知恵を出し合うためのものです。

町の変化を知るにはまずは人口を知ることが重要です。ここ30年間で、ずいぶん町の姿が変わりました。おそらく、みなさんが想像していた以上に変わっているはずです。

町の人口が減り、少子化と高齢化が同時に進んでいるのが、町の大きな課題です。そのような中だからこそ、世代をこえた地域での支え合い・助け合いがこれまで以上に求められています。

また、アンケート結果から、自主的なささえあい・たすけあいの必要性は9割の人が必要と答え、その内容として、

- 1.自分が日ごろから町民同士のつながりを持つように心がけること
- 2.町内会等の地域組織が中心となって町民同士の交流を進めること
- 3.地域の人が気軽に集まれる場を作ること

という意見が、多くありました。

ただし地域活動の課題としては、中心となる人が高齢化していることや、活動する人の確保が難しいという課題もあがっています。

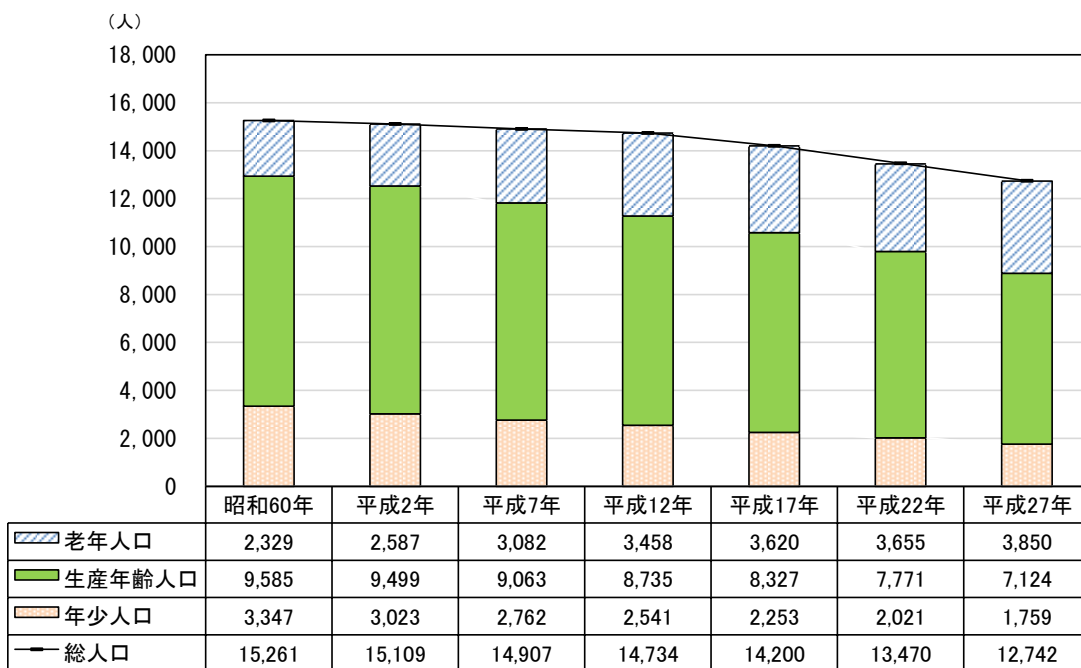
海と山に面したみなべ町においては、居住地域で日ごろから心配なことは地域の防犯・防災などの安全面が最も高くなっています。日々の生活の悩みや不安も体調・健康のことや老後のこと以上に「地震や火事などの災害のこと」を答えた人が多く、地域での防災や災害対策への関心が非常に高いことがうかがえます。これはみなべ町の地域福祉を考える一つの重要なカギといえます。

このような中で、子ども・高齢者・障がい者等社会的弱者とされる方々を含めすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができるみなべ町型ともいえる「地域共生社会」の「あがらのみなべ！」実現に向けて何ができるのか。

住民懇談会でも話しあった課題解決の方向性を整理し、さらに実現可能な方向性について整理しています。特に、誰もが歩いて行ける地域の中の「居場所づくり」を中心とした活動から、生きがいや助け合い・支え合いに広げ、住みやすい地域の魅力とはどのようなものかを考えます。

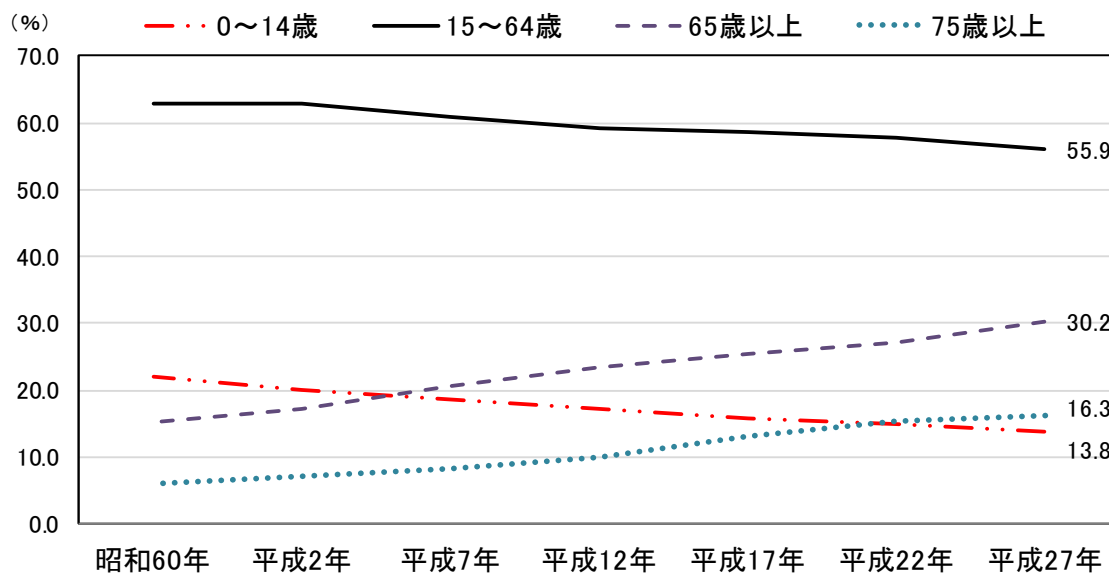
1. みなべ町の現状

1-1 町の人口の推移



(国勢調査)

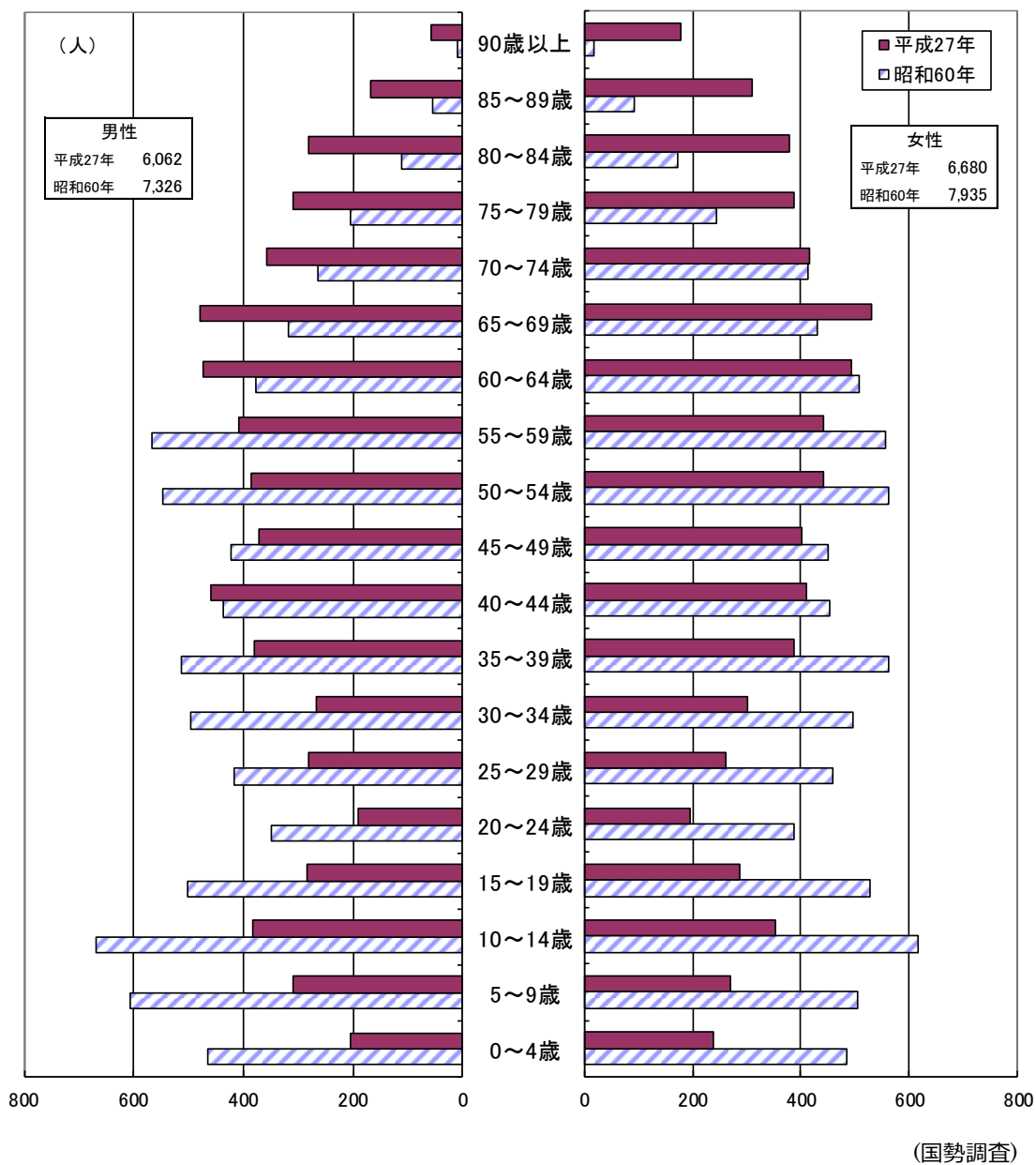
1-2 町の人口構成



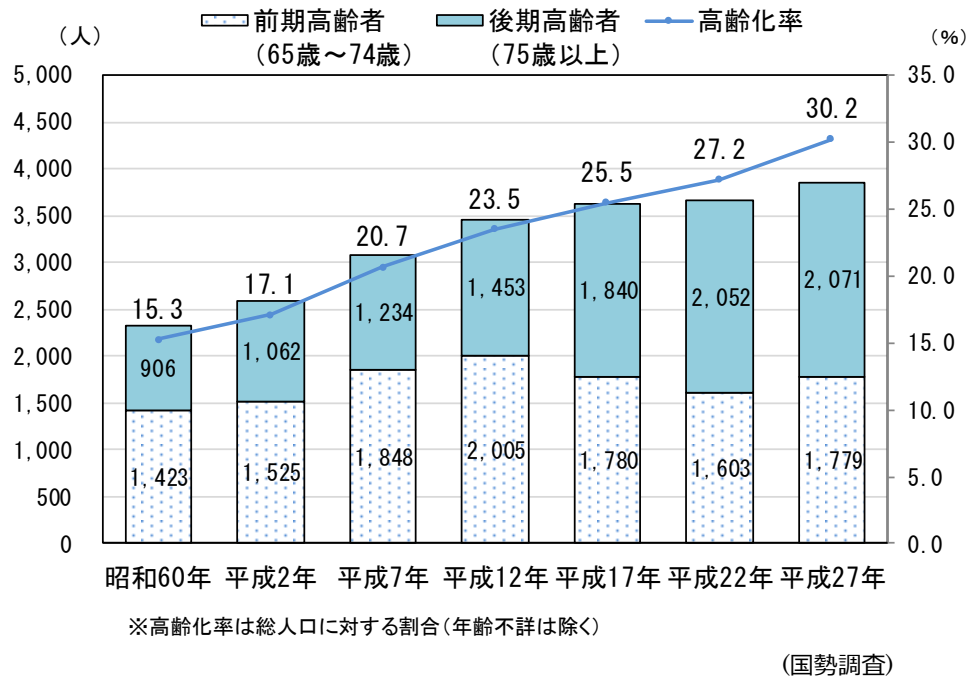
※総人口に対する割合(年齢不詳は除く)

(国勢調査)

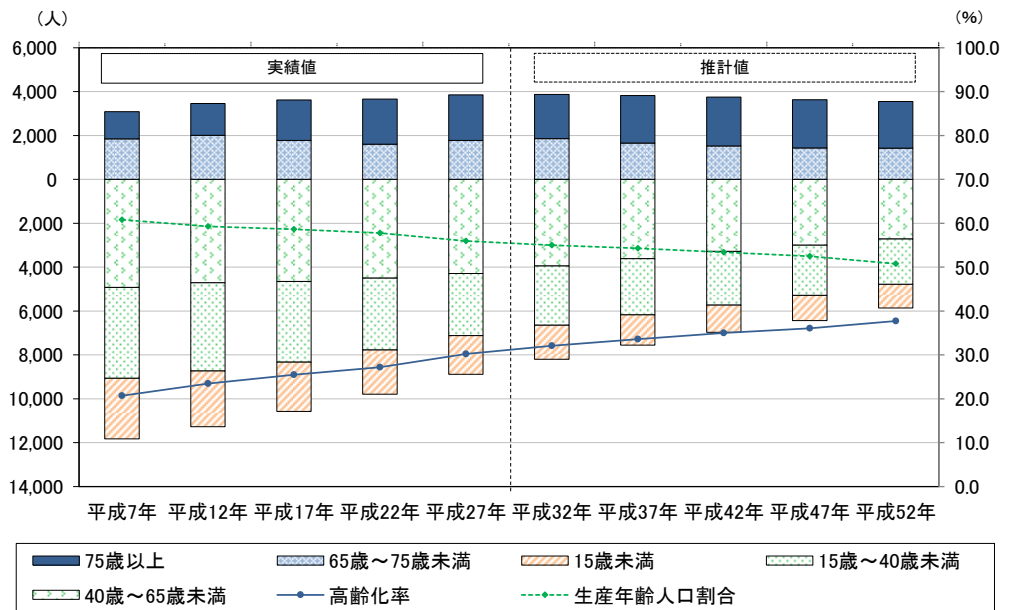
1-3 人口ピラミッド（昭和60年と平成27年）



1-4 高齢化率



1-5 将来人口の推計



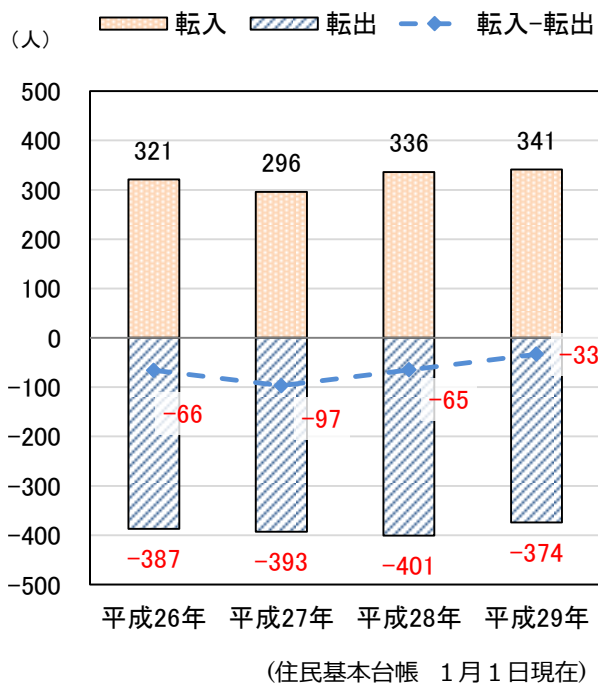
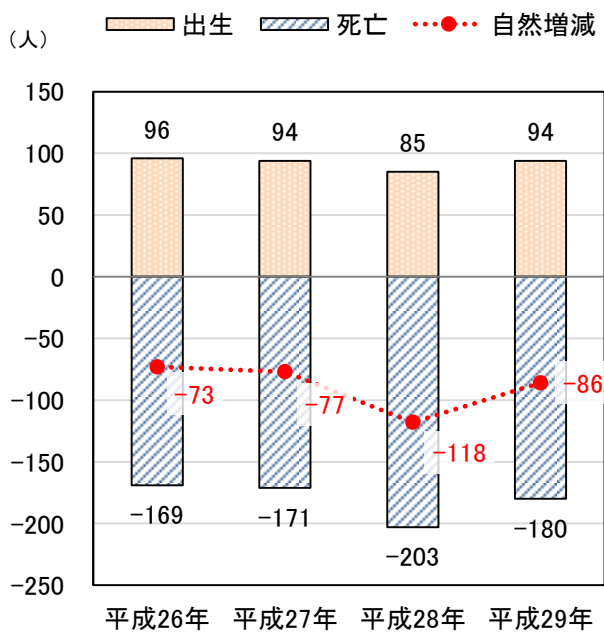
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年
総人口 (人)	14,907	14,734	14,200	13,470	12,742	12,075	11,382	10,722	10,072	9,417
15歳未満 (人)	2,762	2,541	2,253	2,021	1,759	1,559	1,380	1,245	1,155	1,086
15歳~40歳未満 (人)	4,134	4,025	3,679	3,270	2,837	2,693	2,560	2,448	2,279	2,063
40歳~65歳未満 (人)	4,929	4,710	4,648	4,501	4,287	3,950	3,618	3,278	3,005	2,717
65歳~75歳未満 (人)	1,848	2,005	1,780	1,603	1,779	1,857	1,659	1,523	1,430	1,422
75歳以上 (人)	1,234	1,453	1,840	2,052	2,071	2,016	2,165	2,228	2,203	2,129
年齢不詳 (人)	0	0	0	23	9	0	0	0	0	0
生産年齢人口 (人)	9,063	8,735	8,327	7,771	7,124	6,643	6,178	5,726	5,284	4,780
高齢者人口 (人)	3,082	3,458	3,620	3,655	3,850	3,873	3,824	3,751	3,633	3,551
生産年齢人口割合 (%)	60.8	59.3	58.6	57.8	55.9	55.0	54.3	53.4	52.5	50.8
高齢化率 (%)	20.7	23.5	25.5	27.2	30.2	32.1	33.6	35.0	36.1	37.5
高齢化率(和歌山県) (%)	18.1	21.2	24.1	27.3	30.9	33.5	34.8	36.2	37.5	39.9
高齢化率(全国) (%)	14.6	17.4	20.2	23.0	26.6	29.1	30.3	31.6	33.4	36.1

(出典) 1995年~2015年まで: 総務省「国勢調査」

2020年以降: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」

*割合は年齢不詳を除いて算出

1 - 6 自然増減と社会増減



2. 住民アンケート結果から

(1) 調査目的

本調査は、平成 29 年度に策定する「みなべ町第 3 次地域福祉計画」の基礎資料として、地域福祉に係る意識や施策ニーズを把握するため実施しました。

(2) 調査期間

調査対象：みなべ町に在住する 18 歳以上の住民 700 人を無作為抽出

調査方法：郵送により配布・回収

調査時期：平成 29 年 4 月 14 日～29 日

(3) 回答状況

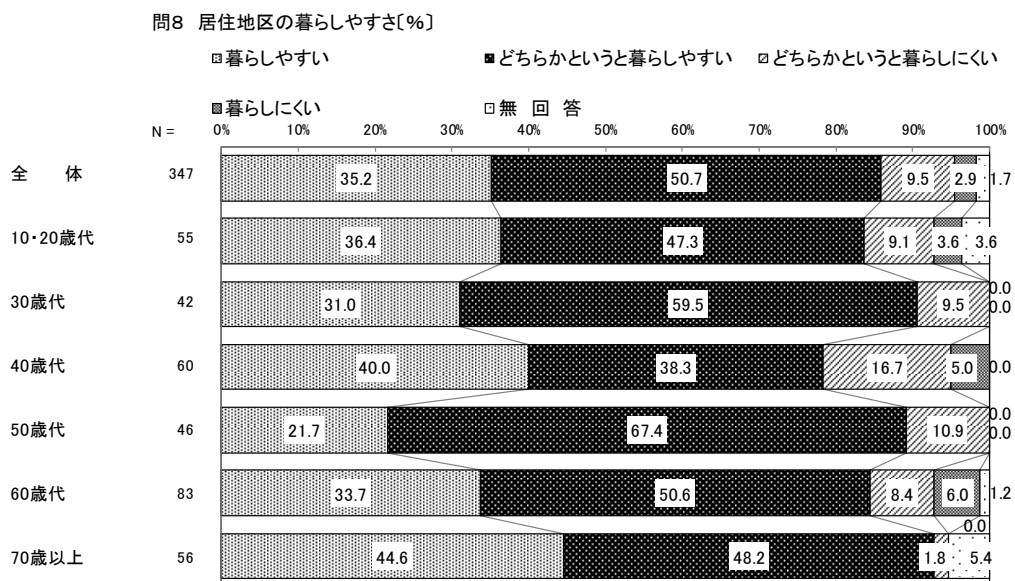
配布数	700 件
回答数	347 件
回収率	49.6%

(4) 主な調査結果

①住んでいる地区の暮らしやすさ

全体では、「暮らしやすい」と「どちらかという暮らしやすい」を合わせて 85.9%が暮らしやすいと回答しています。

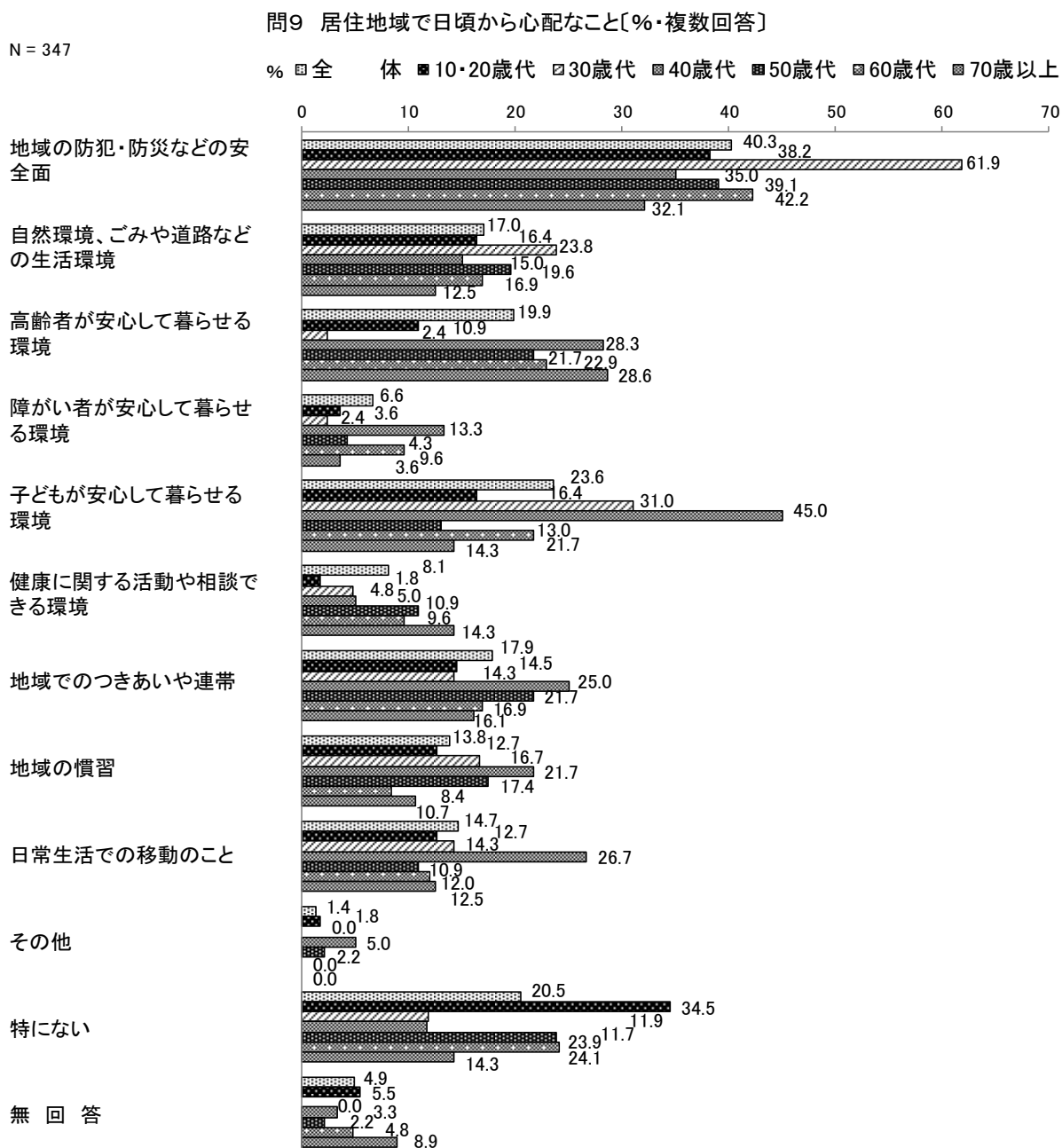
年代別では、30 歳代、50 歳代、70 歳以上で「暮らしやすい」と「どちらかという暮らしやすい」を合わせて 90%前後と多くなっています。



②日頃から心配なこと、気になること

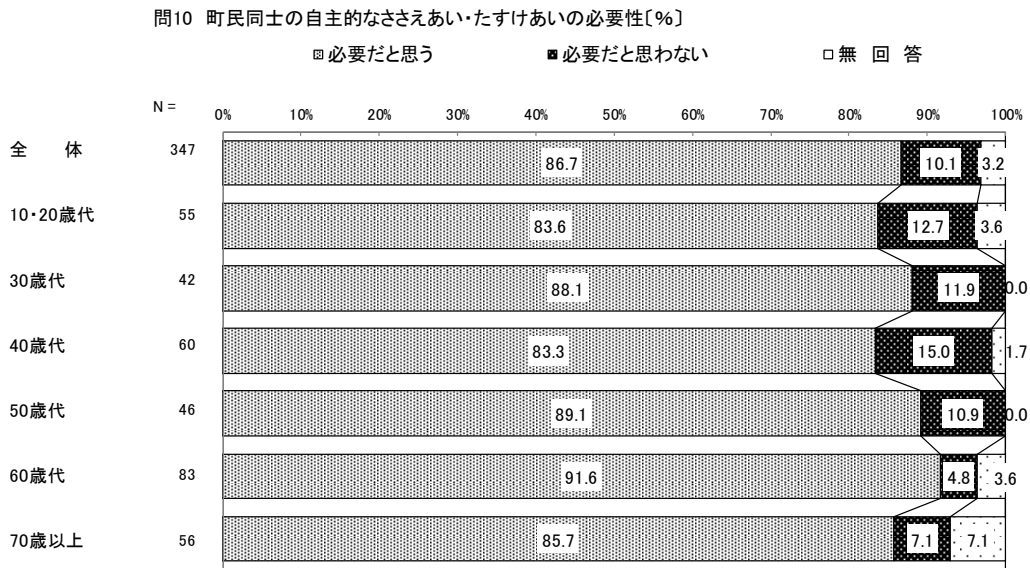
全体では、「地域の防犯・防災などの安全面」が 40.3%と多く、「子どもが安心して暮らせる環境」が 23.6%、「特にない」が 20.5%と続いています。

年代別では、30 歳代で「地域の防犯・防災などの安全面」が 61.9%、40 歳代で「子どもが安心して暮らせる環境」が 45.0%、「日常生活での移動のこと」が 26.7%と他の年代に比べて多くなっています。



③地域の課題解決のために、町民同士の自主的なささえあい・たすけあいの必要度

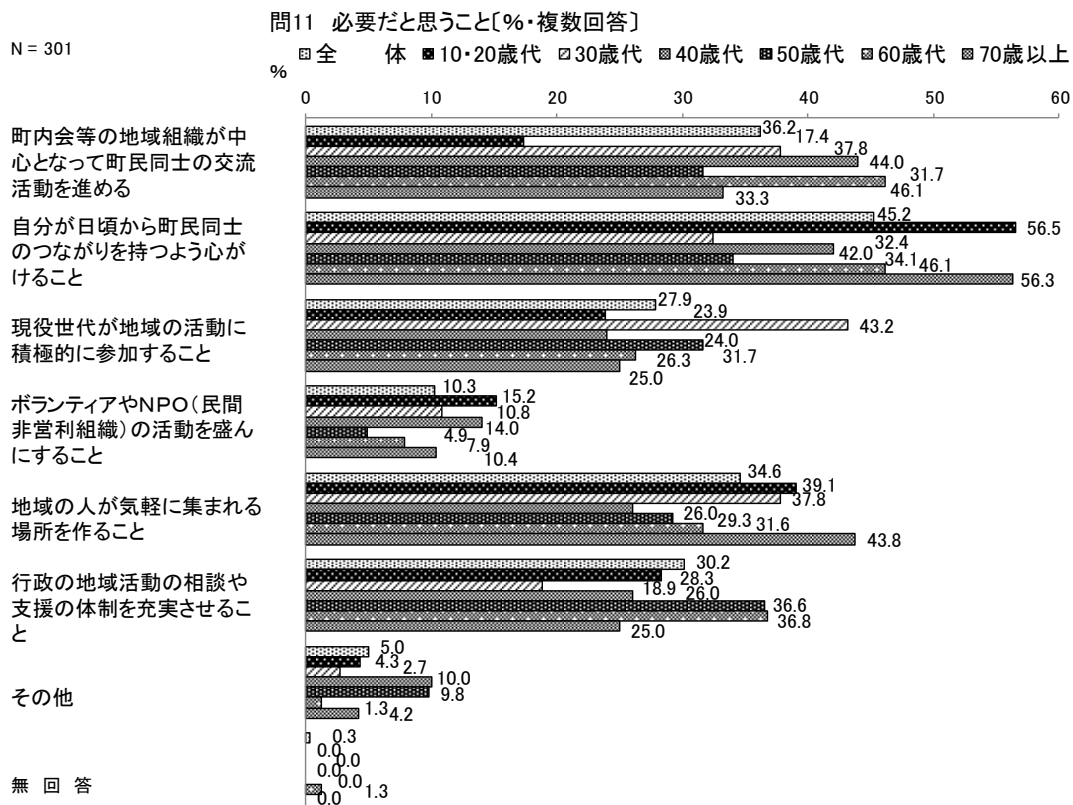
全体では、「必要だと思う」が 86.7%と多くを占めています。



④町民同士の自主的なささえあい・たすけあいに必要なこと

全体では、「自分が日頃から住民同士のつながりを持つよう心がけること」が 45.2%と多く、「町内会等の地域組織が中心となって町民同士の交流活動を進めること」が 36.2%、「地域の人々が気軽に集まれる場所を作ること」が 34.6%と続いています。

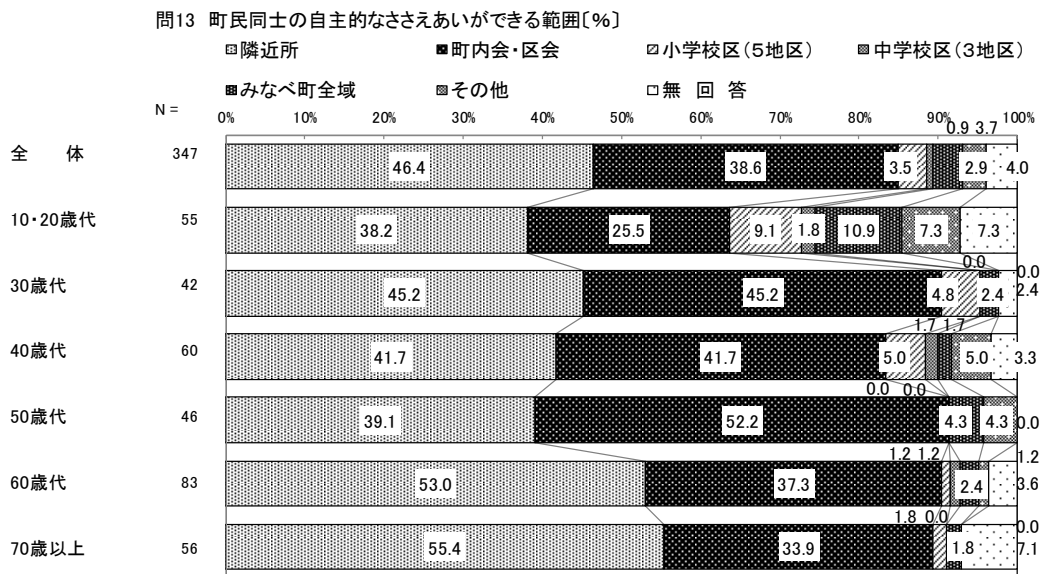
年代別では、10・20歳代と70歳以上で「自分が日頃から住民同士のつながりを持つよう心がけること」がそれぞれ 56%台と多く、40歳代と60歳代で「町内会等の地域組織が中心となって町民同士の交流活動を進めること」がそれぞれ 45%前後と多くなっています。



⑤地域で町民同士の自主的なささえあい・たすけあいが届く、またはできると思う範囲

全体では、「隣近所」が46.4%と多く、「町内会・区会」が38.6%で続いています。

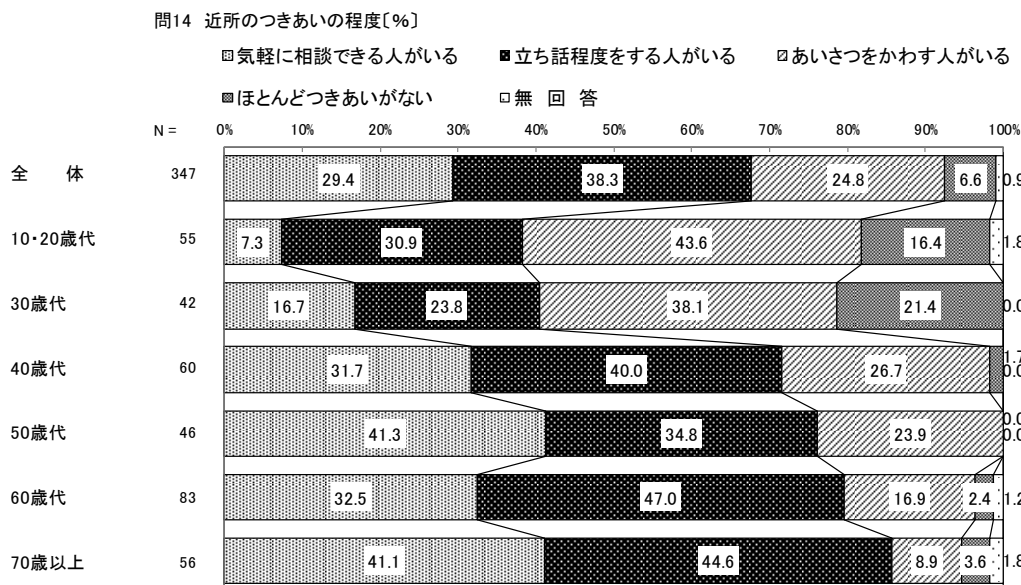
年代別では、60歳代以上で「隣近所」が50%を超えて多く、50歳代で「町内会・区会」が52.2%と多くなっています。



⑥近所とのつきあいの程度

全体では、「立ち話程度をする人がいる」が38.3%と多く、「気軽に相談できる人がいる」が29.4%、「あいさつをかわす人がいる」が24.8%で続いています。

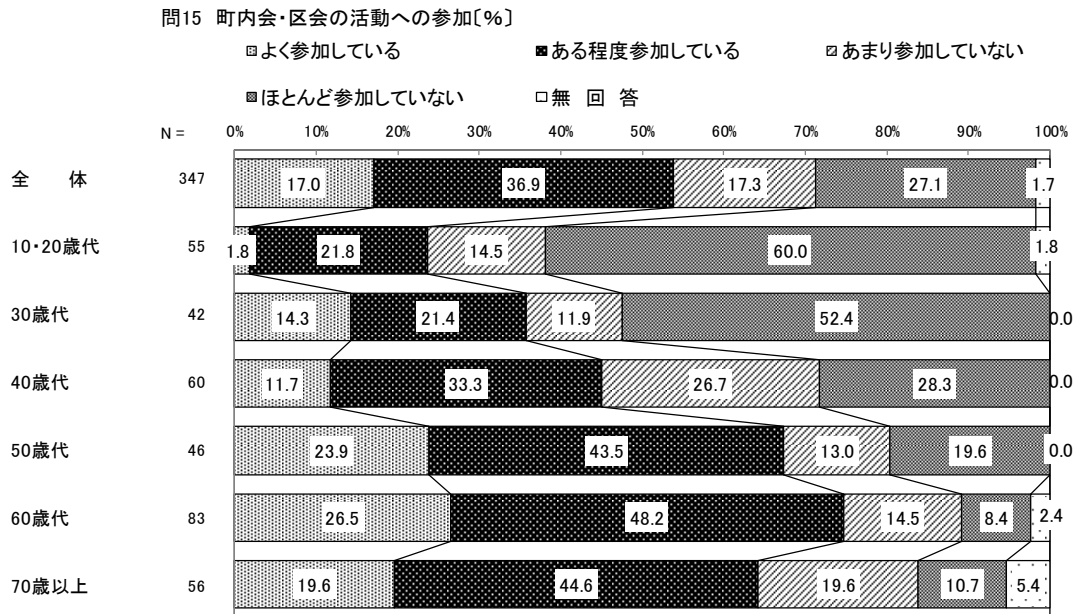
年代別では、50歳代以上で「気軽に相談できる人がいる」と「立ち話程度をする人がいる」がそれぞれ30%を超えて多く、10・20歳代、30歳代では「ほとんどつきあいが無い」がそれぞれ16.4%、21.4%と他の年代より多くなっています。



⑦町内会・区会活動の参加

全体では、「よく参加している」と「ある程度参加している」を合わせると 53.9%と 5 割以上を占めています。

年代別では、10・20 歳代と 30 歳代は「ほとんど参加していない」がそれぞれ 60.0%、52.4%と多く、50 歳代以上は「よく参加している」と「ある程度参加している」を合わせると 60%以上と多くなっています。



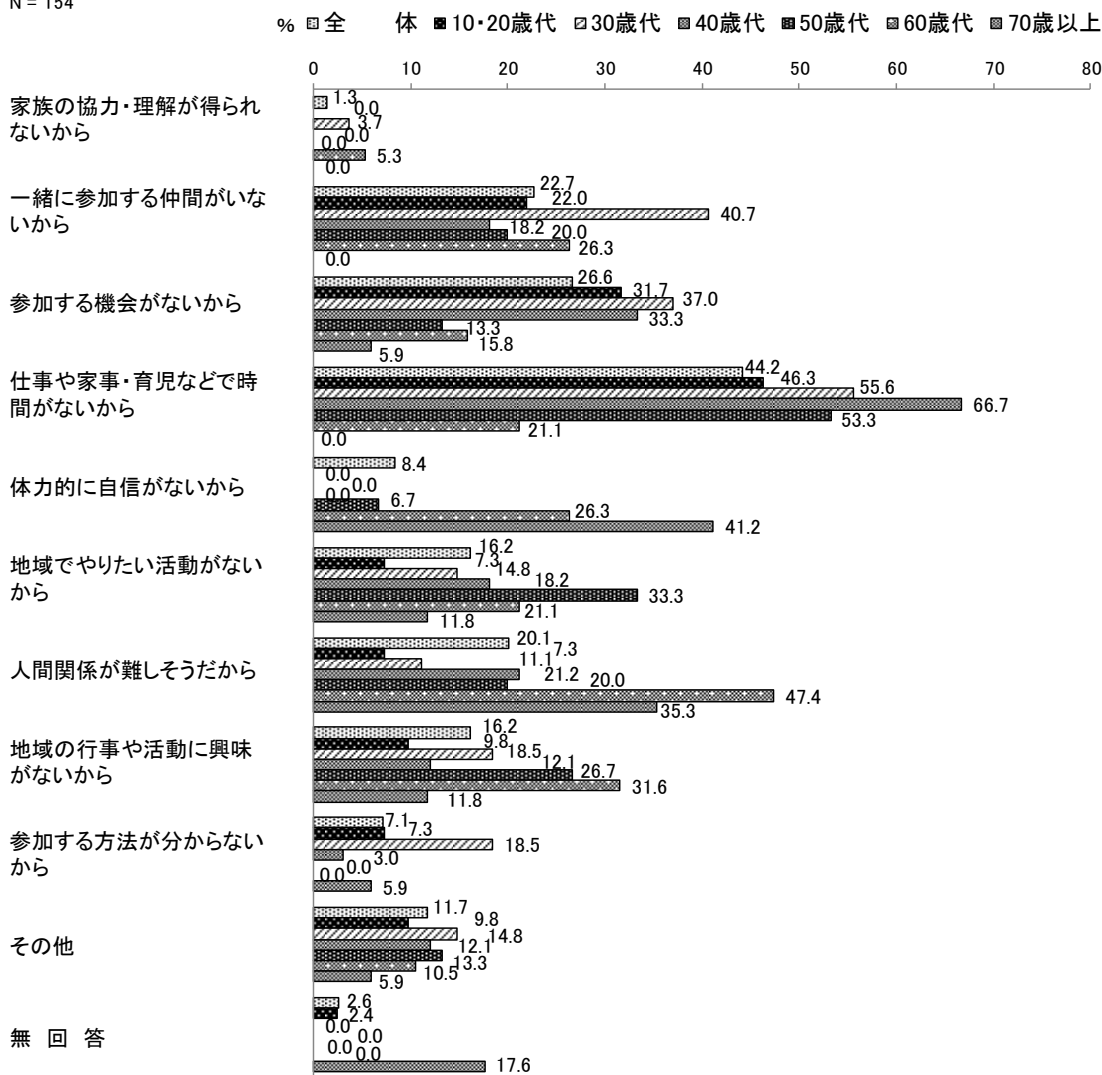
⑧町内会・区会活動に参加していない理由

全体では、「仕事や家事・育児などで時間がないから」が44.2%と多くなっています。

年代別では、40歳代で「仕事や家事・育児などで時間がないから」が66.7%と多く、60歳代で「人間関係が難しそうだから」が47.4%、70歳以上で「体力的に自信がないから」が41.2%と多くなっています。

N = 154

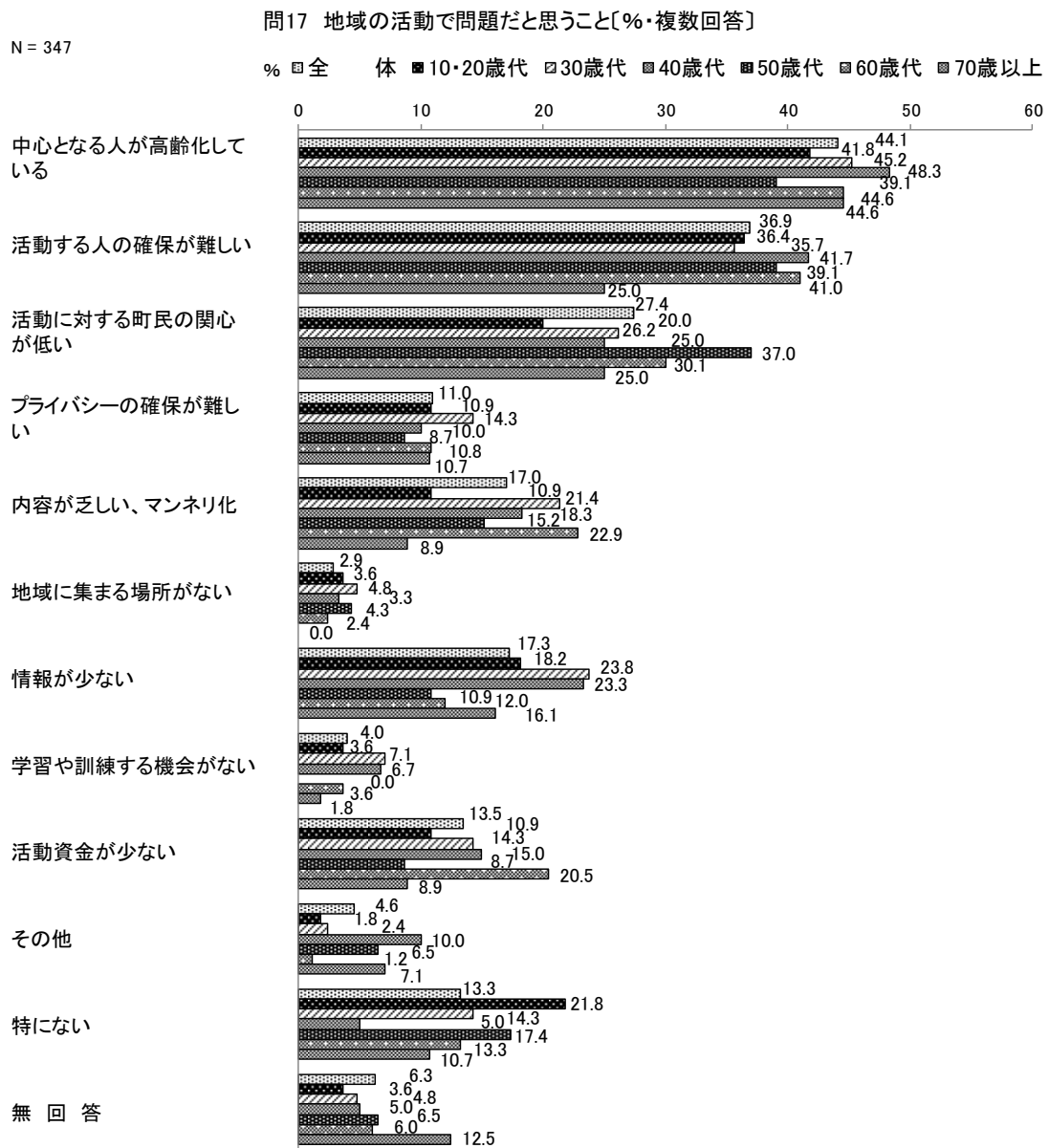
問16 町内会・区会の活動に参加していない理由[%・複数回答]



⑨地域活動で問題だと思うこと

全体では、「中心となる人が高齢化している」が44.1%で多く、「活動する人の確保が難しい」が36.9%、「活動に対する町民の関心が低い」が27.4%と続いています。

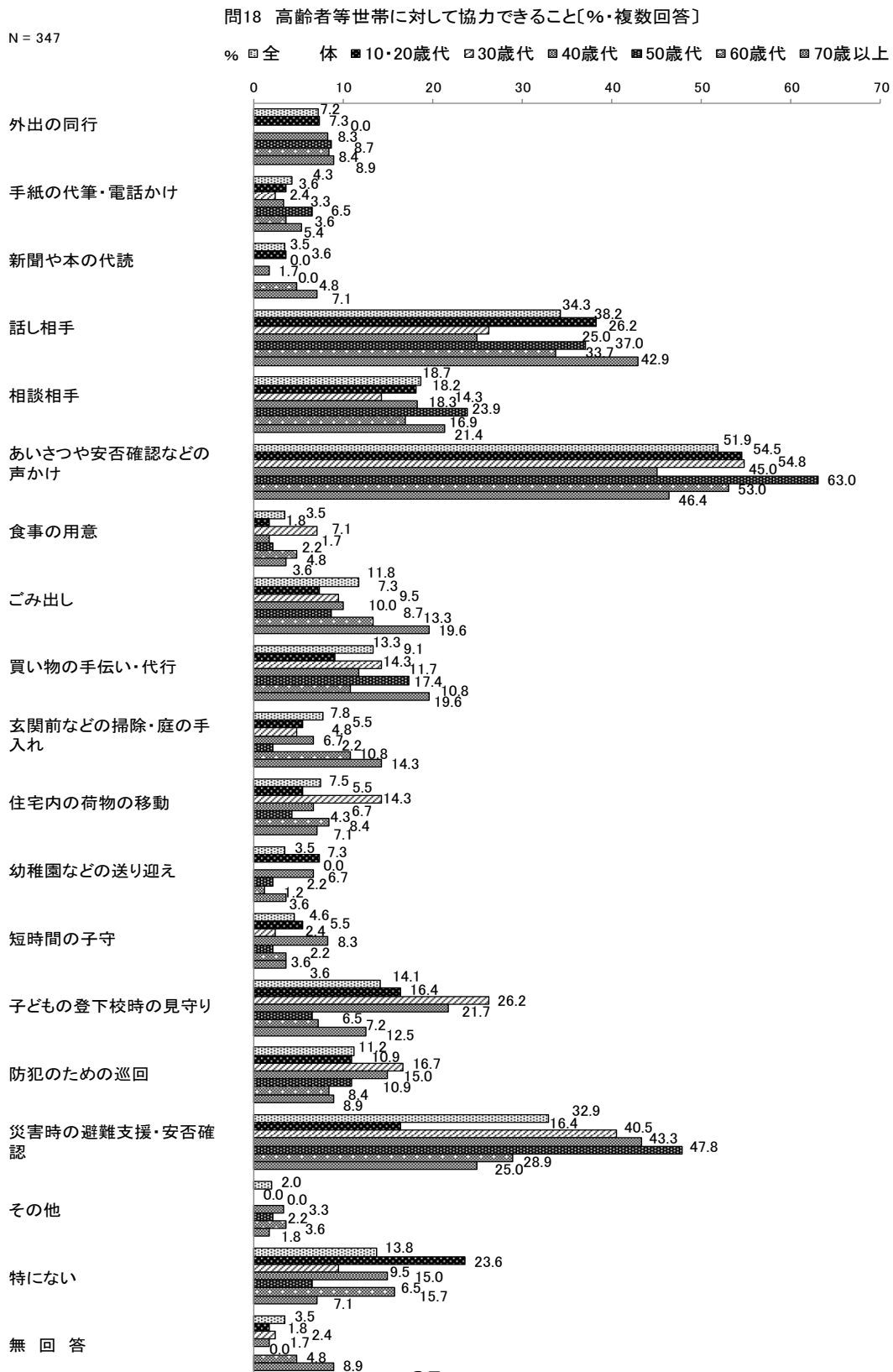
年代別では、40歳代で「中心となる人が高齢化している」が48.3%と多く、50歳代で「活動に対する町民の関心が低い」が37.0%と多くなっています。



⑩高齢者や障がいのある人、子どもなどが住む近所の世帯に対して、支援や協力できること

全体では、「あいさつや安否確認などの声かけ」が 51.9%で多く、「話し相手」が 34.3%、「災害時の避難支援・安否確認」が 32.9%で続いています。

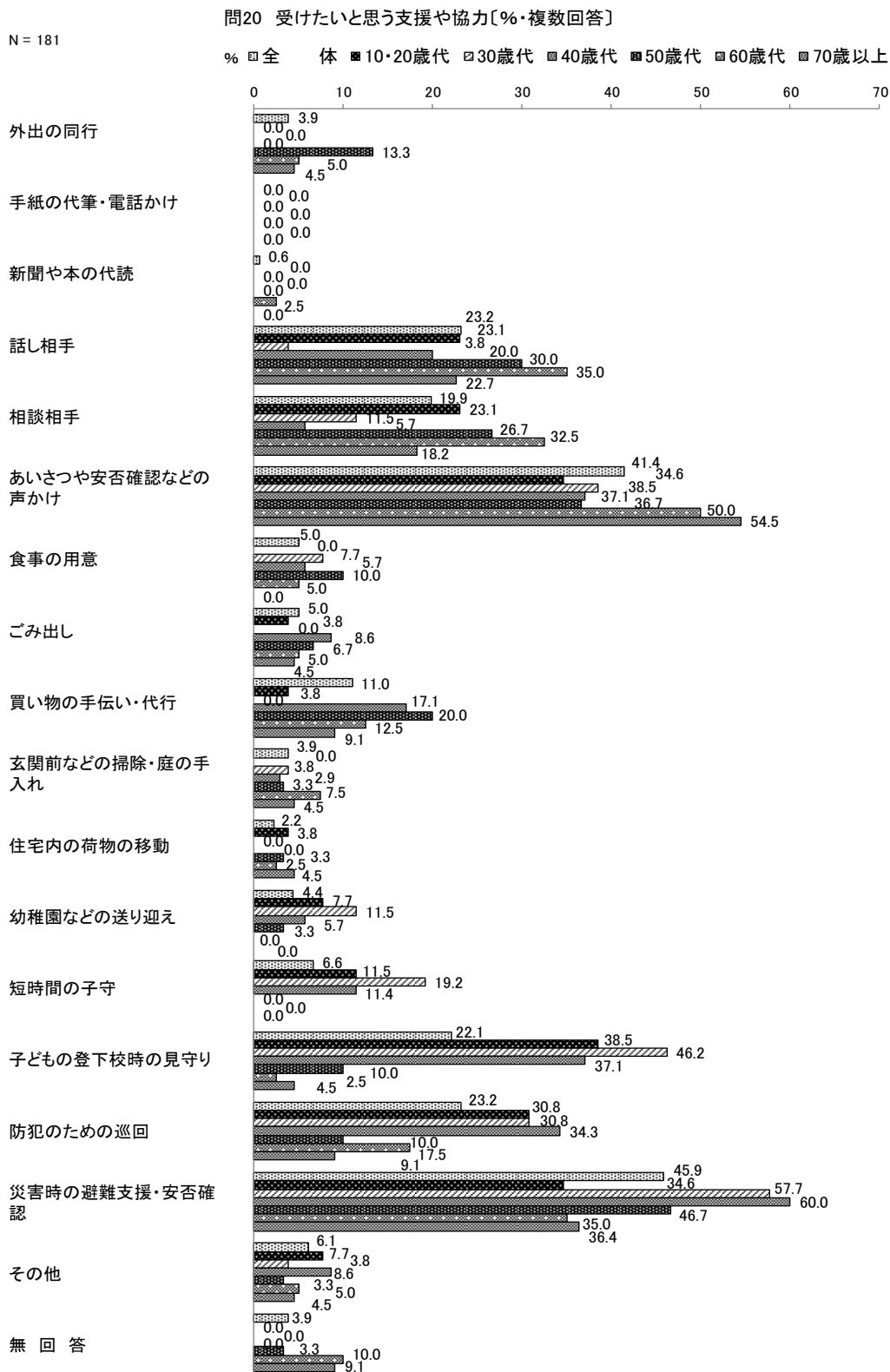
年代別では、50 歳代で「あいさつや安否確認などの声かけ」が 63.0%、「災害時の避難支援・安否確認」が 47.8%と多く、70 歳以上で「話し相手」が 42.9%、「ごみ出し」「買い物の手伝い・代行」が 19.6%、30 歳代で「子どもの登下校時の見守り」が 26.2%と他の年代に比べて多くなっています。



⑪受けたと思う支援や協力

全体では、「災害時の避難支援・安否確認」が 45.9%で多く、「あいさつや安否確認などの声かけ」が 41.4%、「防犯のための巡回」、「話し相手」、「子どもの登下校時の見守り」「相談相手」が 20%前後で続いています。

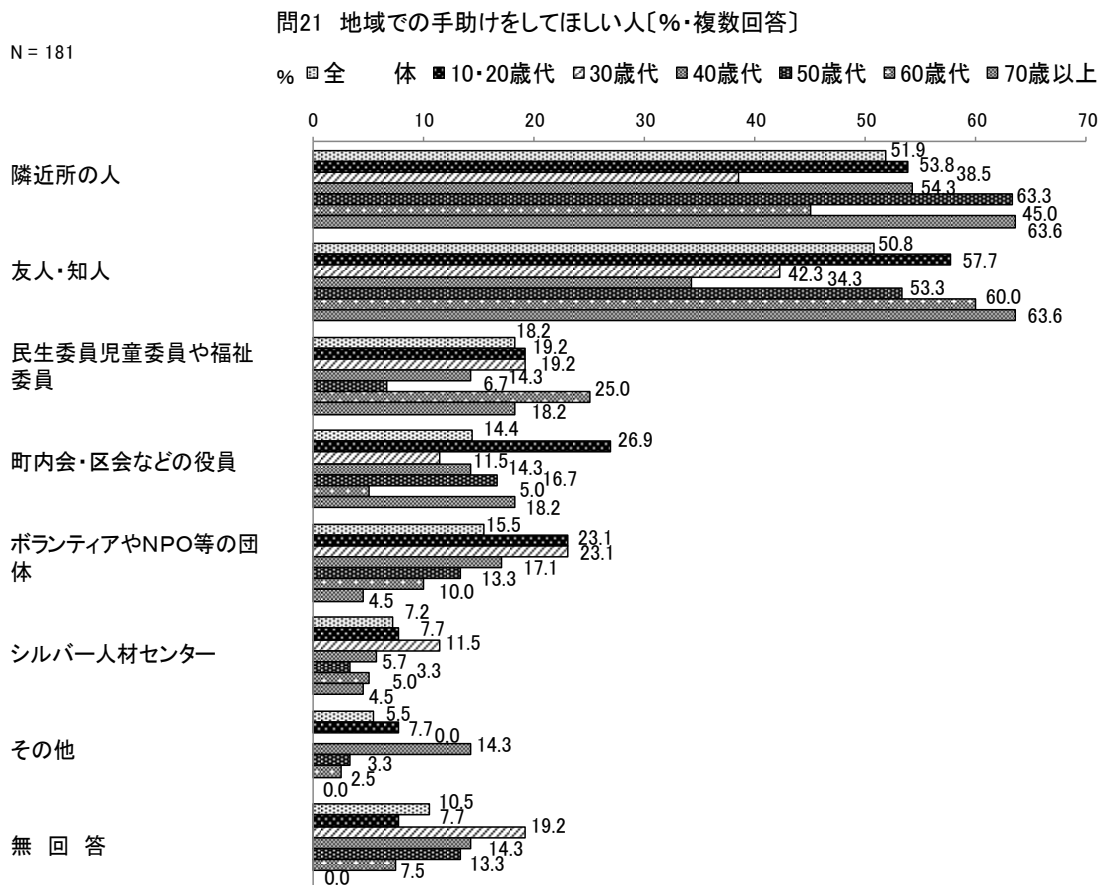
年代別では、30歳代と40歳代で「災害時の避難支援・安否確認」が60%程度で多く、60歳代、70歳以上で「あいさつや安否確認などの声かけ」が50%以上と多く、「子どもの登下校時見守り」は30歳代で46.2%と他の年代に比べて多くなっています。



⑫地域での手助けを誰にしてほしいか

全体では、「隣近所の人」と「友人・知人」が共に 50%台と多くなっています。

年代別では、50 歳代と 70 歳以上で「隣近所の人」が 63%台と多く、70 歳以上は「友人・知人」も 63.6%と多くなっています。「町内会・区会などの役員」が 10・20 歳代で 26.9%、「民生委員児童委員や福祉委員」が 60 歳代で 25.0%と他の年代に比べて多くなっています。

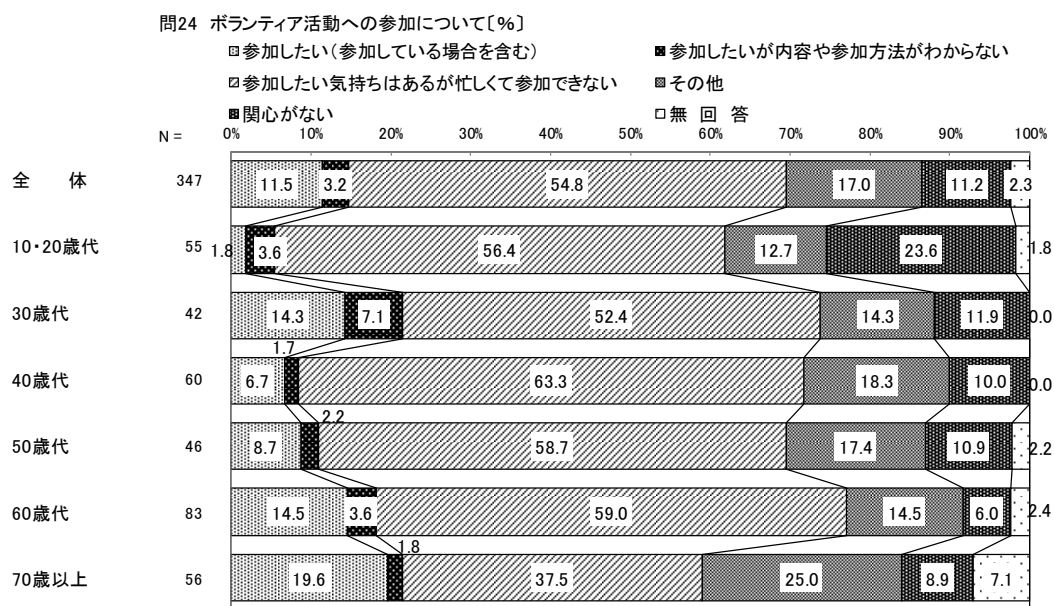


⑬ボランティア活動への参加について

30歳代・60歳代・70歳以上では、「参加したい」と「参加したいが内容や方法がわからない」を合わせると約20%が関心を示しています。特に男性の方の参加意向が高くなっています。内容や参加方法について情報提供や周知が必要です。

全体では「参加したい気持ちはあるが忙しくて参加できない」が54.8%と多いが、年に一回など回数や時間等の考慮があれば、十分参加が期待できると考えます。「参加したい（参加している場合も含む）」は11.5%となっています。地域で考えれば十人に一人は関心を持ち参加できる存在です。

年代別では、70歳以上は「参加したい（参加している場合も含む）」が19.6%と多く、野菜作りや経験を生かしたサロン等では、十分指導者となれる存在でもありと考えます。また、「参加したい気持ちはあるが忙しくて参加できない」が37.5%と他の年代より少なく、時間に余裕があることからボランティア活動による生きがいづくりや社会貢献が期待できます。

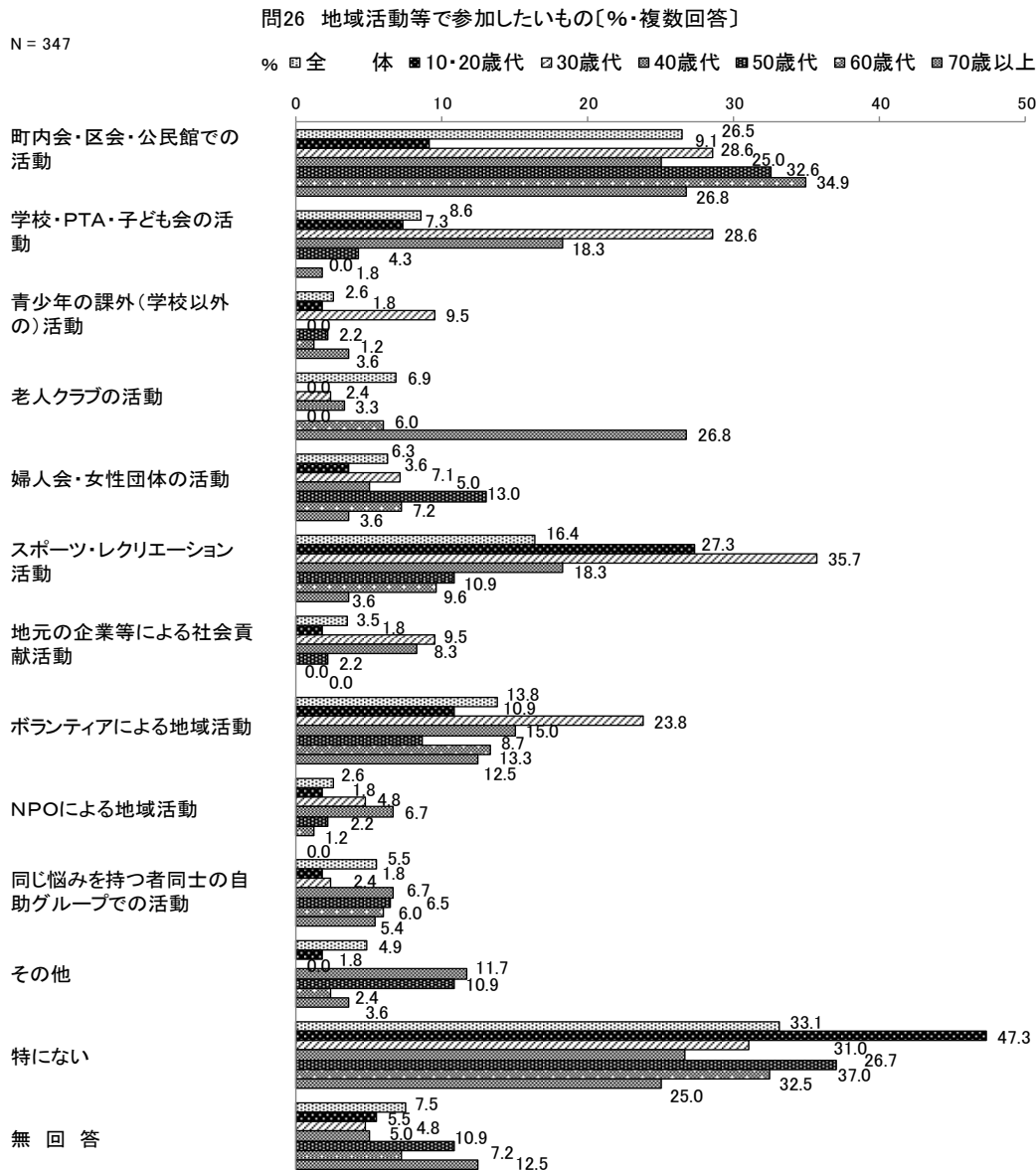


※30歳代男性は、「参加したい」と「参加したいが内容や参加方法がわからない」を合わせると44.5%が参加意向あり。

⑭今後、仕事や学業とは別に地域活動として参加したいもの

全体では「町内会・区会・公民館での活動」が参加したいものでは最も多く26.5%です。

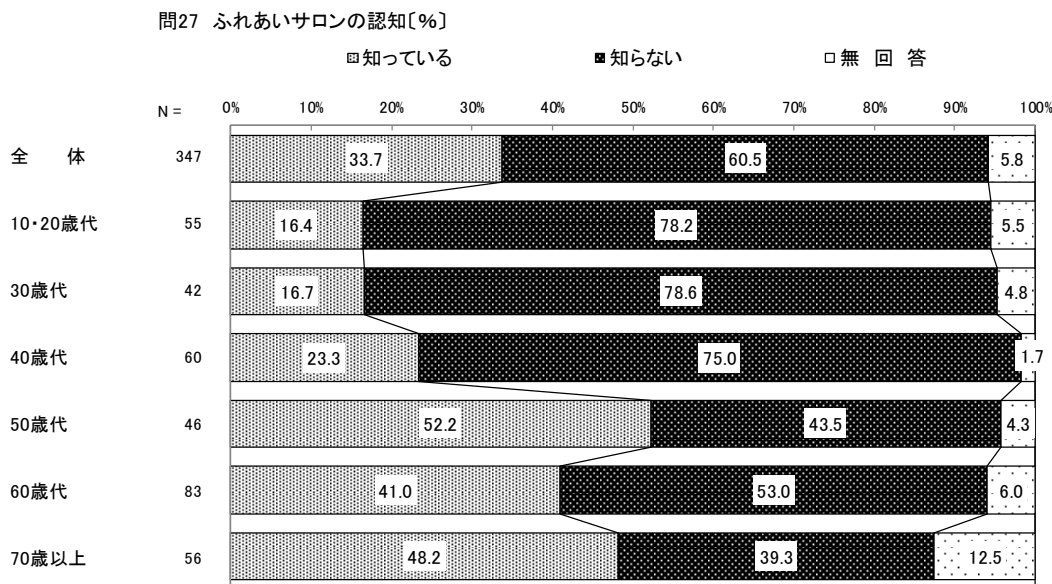
年代別では、30歳代で「スポーツ・レクリエーション活動」が35.7%、「学校・PTA・子ども会の活動」が28.6%、「ボランティアによる地域活動」が23.8%と他の年代より多く、60歳代は「町内会・区会・公民館での活動」が34.9%、70歳以上は「老人クラブの活動」が26.8%と多くなっています。



⑮「高齢者ふれあいサロン」の認知度

全体では、「知らない」が60.5%と多く、「知っている」が33.7%となっています。

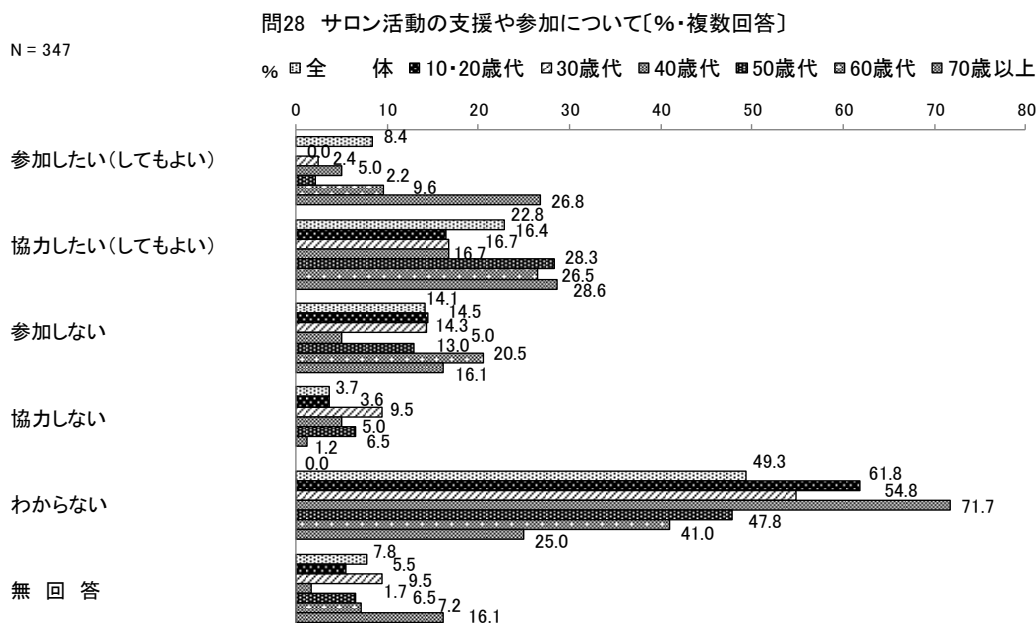
年代別では、10・20歳代と30歳代で「知らない」が78%台と多く、年齢が上がるにつれて「知っている」が多くなり、50歳代以上で40%を超えています。



⑯サロン活動の支援や参加について

全体では、「協力したい（してもよい）」が22.8%います。

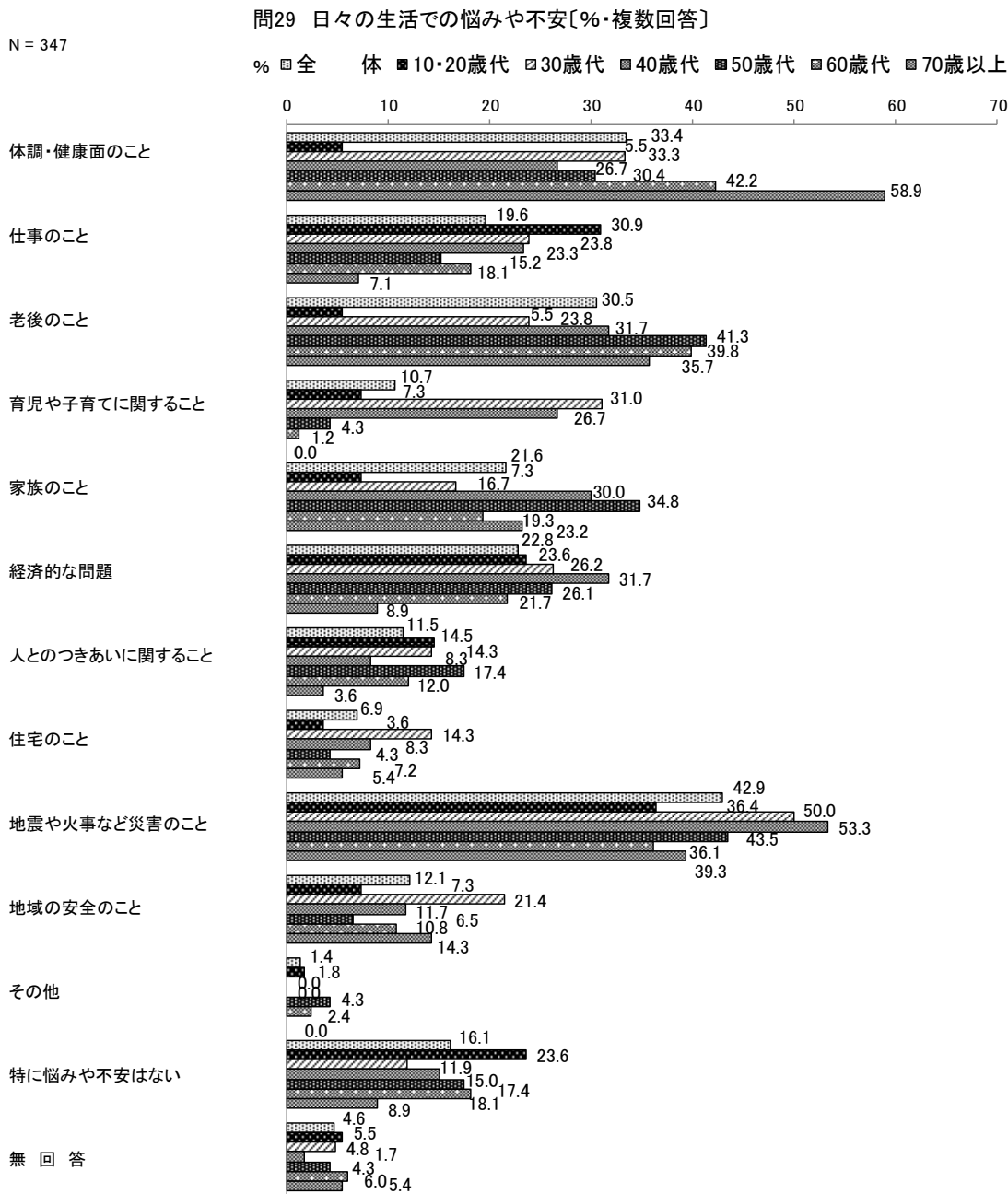
年代別では、「協力したい（してもよい）」は、50歳代以上で25%を超えており、70歳以上は「参加したい（してもよい）」が26.8%と多くなっています。



⑰日々の生活での悩みや不安の有無

全体では、「地震や火事など災害のこと」が 42.9%と多く、「体調・健康面のこと」が 33.4%、「老後のこと」が 30.5%と続いています。

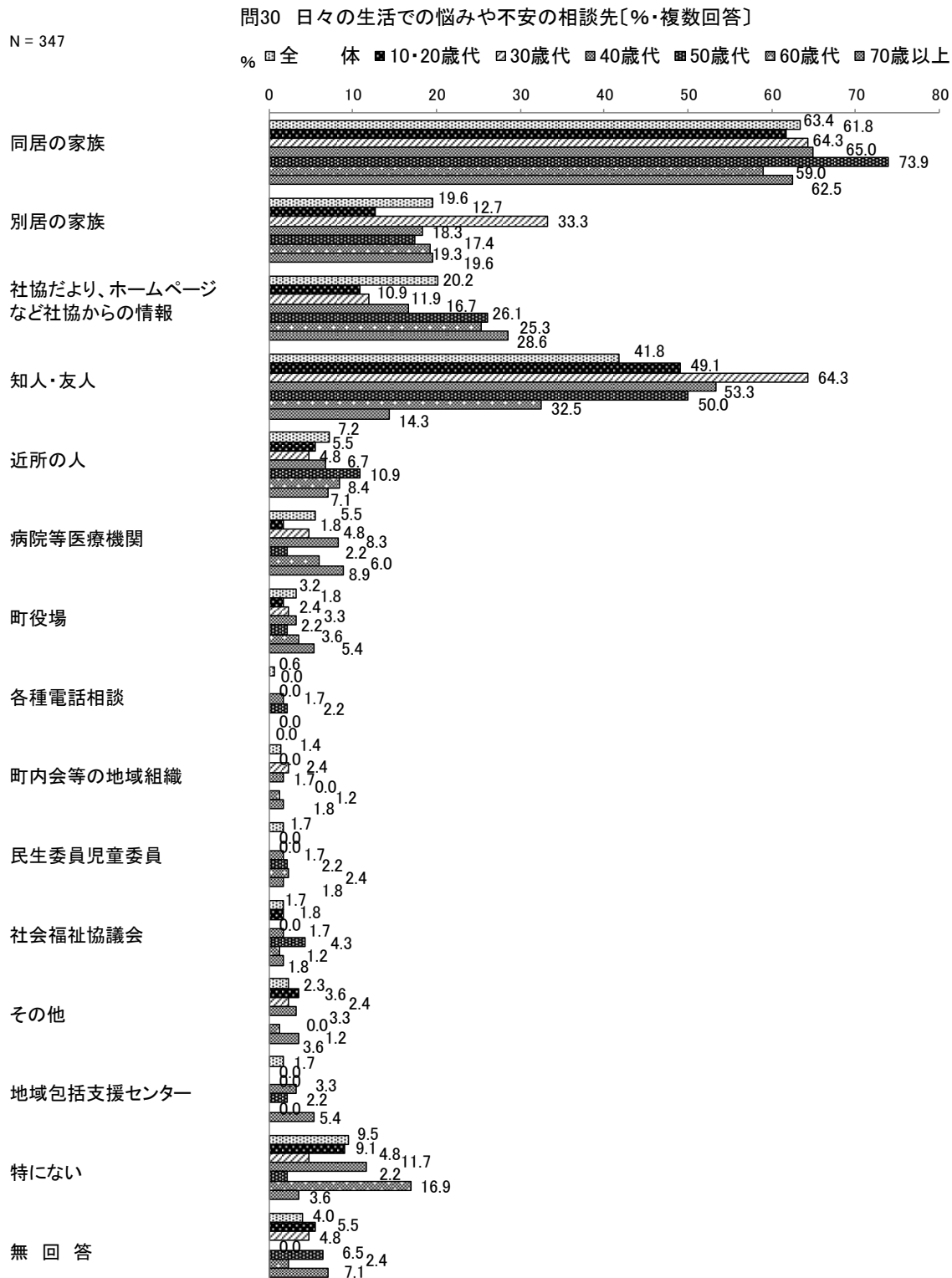
年代別では、70歳以上で「体調・健康面のこと」が58.9%と多く、30歳代と40歳代では「地震や火事など災害のこと」が50%台と多くなっています。



⑩日々の生活での悩みや不安についての相談先

全体では、「同居の家族」が 63.4%で多く、「知人・友人」が 41.8%、「社協だより、ホームページなど社協からの情報」が 20.2%と続いています。

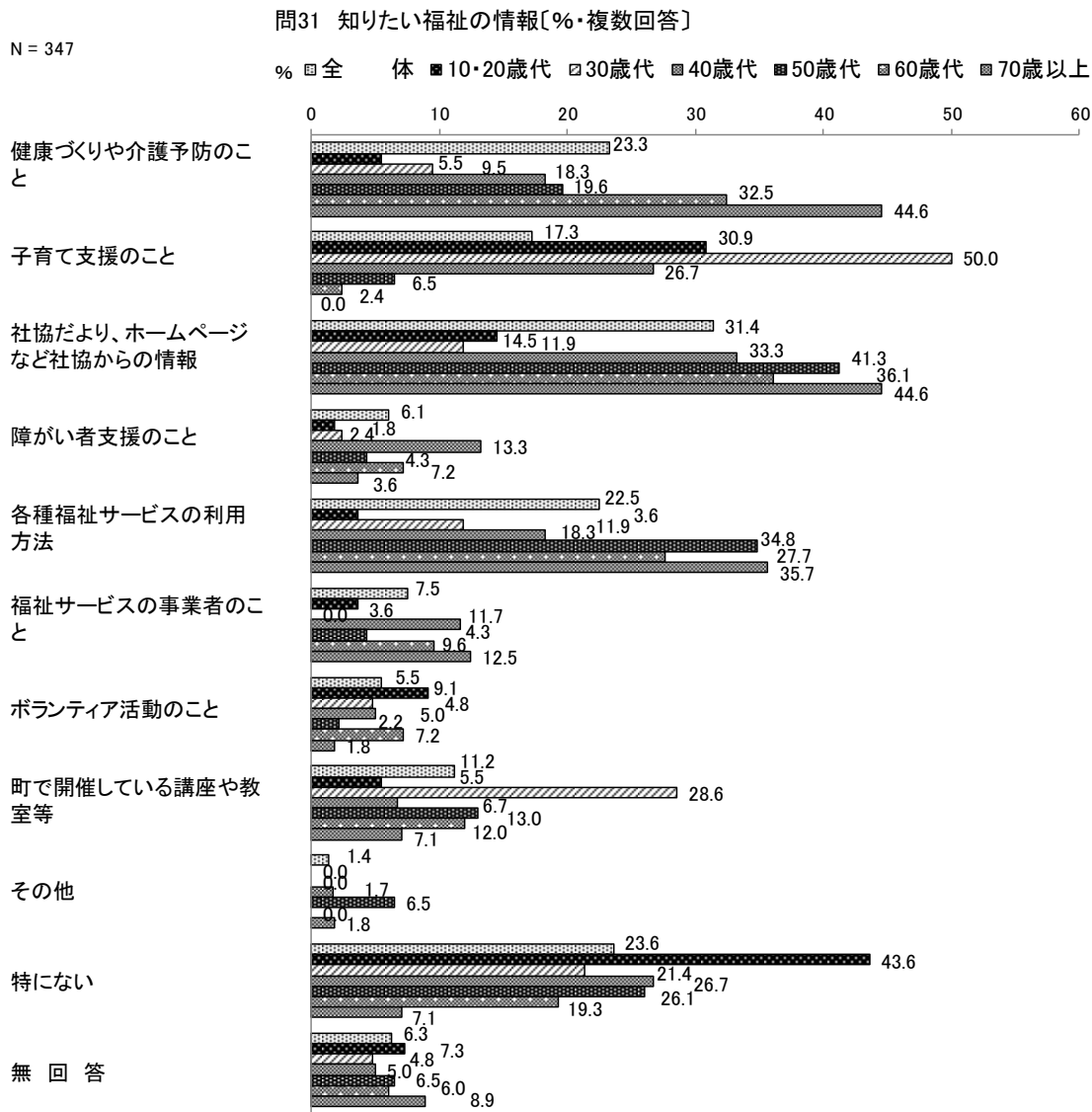
年代別では、50 歳代で「同居の家族」が 73.9%と多く、30 歳代は「知人・友人」が 64.3%、「別居の家族」で 33.3%と他の年代に比べて多くなっています。



⑱知りたい福祉の情報

全体では、「社協だより、ホームページなど社協からの情報」が31.4%と多く、「健康づくりや介護予防のこと」が23.3%、「各種福祉サービスの利用方法」が22.5%と続いています。

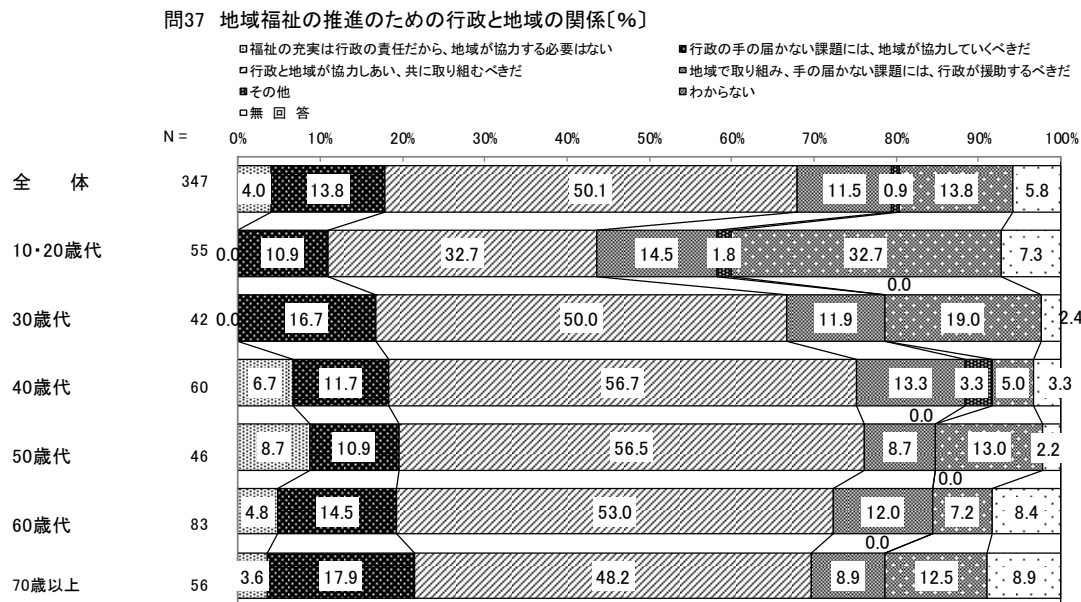
年代別では、30歳代は「子育て支援のこと」が50.0%、70歳以上は「健康づくりや介護予防のこと」と「社協だより、ホームページなど社協からの情報」が共に44.6%と他の年代に比べて多くなっています。



⑩地域福祉の推進のために、あるべき行政と地域の関係

全体では、「行政と地域が協力しあい、共に取り組むべきだ」が 50.1%と多く、「行政の手の届かない課題には、地域が協力していくべきだ」と「わからない」が共に 13.8%と続いています。

年代別では、「行政と地域が協力しあい、共に取り組むべきだ」は 30～60 歳代で 50%を超えて多く、10・20 歳代では 32.7%と少なくなっています。



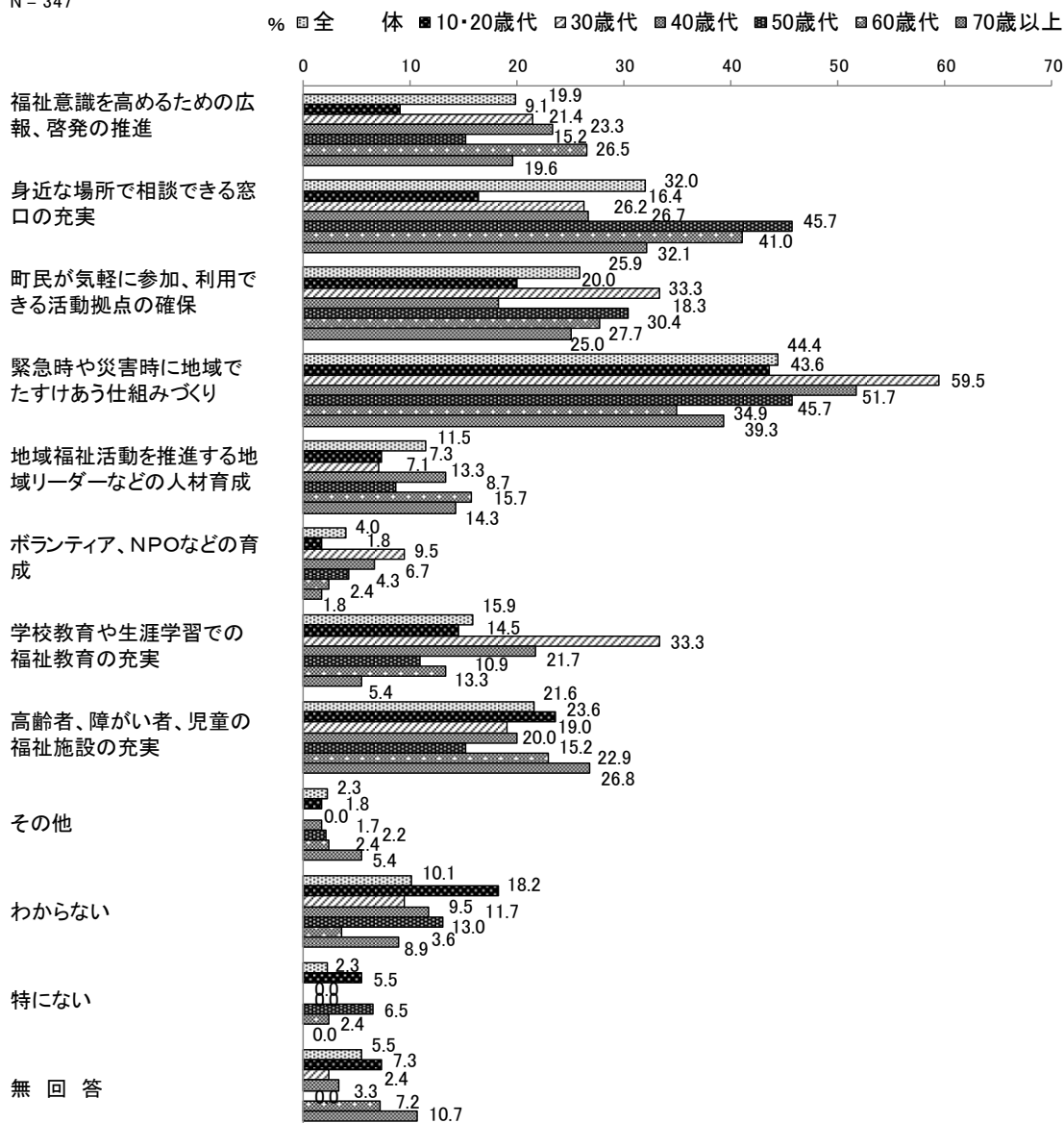
⑫今後、町の福祉施策として、重要だと思う取り組み

全体では、「緊急時や災害時に地域でたすけあう仕組みづくり」が 44.4%と多く、「身近な場所で相談できる窓口の充実」が 32.0%、「高齢者、障がい者、児童の福祉施設の充実」が 21.6%と続いています。

年代別では、30 歳代で「緊急時や災害時に地域でたすけあう仕組みづくり」が 59.5%、「学校教育や生涯学習での福祉教育の充実」と「町民が気軽に参加、利用できる活動拠点の確保」が共に 33.3%、「ボランティア・NPOなどの育成」が9.5%と他の年代に比べて多く、「身近な場所で相談できる窓口の充実」は 50 歳代で 45.7%と多くなっています。

N = 347

問38 町の福祉政策として重要な取り組み〔%・複数回答〕



3. 地区懇談会の意見より

(1) 座談会の実施状況

地区福祉委員会	開催日時	場所
堺・埴田・山内 東岩代・西岩代	平成 29 年 7 月 26 日 (水) 19 時 30 分～	みなべ町役場 3 階 大会議室
上記以外の南部地区	平成 29 年 7 月 27 日 (木) 19 時 30 分～	みなべ町役場 3 階 大会議室
上南部地区	平成 29 年 7 月 31 日 (月) 19 時 30 分～	みなべ町生涯学習センター 1 階大会議室
高城地区	平成 29 年 8 月 2 日 (水) 19 時 30 分～	高城公民館 大会場室
清川地区	平成 29 年 8 月 3 日 (木) 19 時 30 分～	清川保育所

「福祉」というと、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉など、対象者ごとにわかれた制度やサービスのイメージが近年は強くなってきました。これは、対象者ごとの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきたからだと考えられます。

今回懇談会で話し合った「地域福祉」は、地域に住む人の誰もが対象や担い手になるような、もっと広いものです。近隣の人との付き合いや、困ったことがあったら自然に助け合う、声をかけ合うような関係は、地域福祉の目指すひとつの姿です。助け合いに限らず、声掛けやお祭り、イベントなどでの交流も重要です。

誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるように、一人ひとりの努力（自助）、住民同士の助け合い・支え合い（互助）、共に支え合う制度（共助）、公的な支援（公助）を連携させて、地域の課題を解決していくために、身近な地域で何ができるか、それを将来にどのようにつなげていくのかを考えていきます。

「地域福祉」を進めていくと、このようなことが期待されます。



ふれあいの
ある地域



困った時に
たすけあえる
地域



見守り活動など
安心できる
地域



つながりを
感じられる地域

参加者 延べ 152 名

区長ほか区民

地域福祉計画策定委員・高齢者福祉策定委員・民生委員児童委員・地域見守り協力員・母子保健推進員・保育所ほか行政職員

社会福祉協議会理事・監事・評議委員・福祉委員・職員

町内福祉事業所

(2) 地区の現状 (いいところや課題)

地区	いいところ	課題
南部地区	<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝子どもたちの登校を見守り、掃除をする人がいる ・他県の人がうらやましがる風景がある ・地域で交流できる祭りがある ・カメ会館がある ・まとまりがあるように感じる ・色々な施設があり、住みやすい ・週1回高齢者の集まりがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・道が狭く高齢者や障がい者が大変 ・若い人が少なく、資金力がない。賑わうものがない。子どもが少ない。結婚しない女性が多くなった ・アパートに誰が住んでいるかわからない ・行事があっても出てきてくれない ・世話役がおらず、盆踊りや花火祭りがなくなってしまう ・区として行事をやるのが大変。地域の葬式がなくなった
岩代地区	<ul style="list-style-type: none"> ・自然と見守りができている ・一人暮らしの方は毎日の出来事を話してくれる ・子どもがあいさつをする ・畑でいつまでも働ける、頑張れる 	<ul style="list-style-type: none"> ・買物するのに店が遠い ・若い人、子どもが少ない ・コンビニがほしい ・河川の改良が必要である ・住民同士の微妙な距離感が難しい ・猿の被害があり大変である ・通学路が狭い ・熊野古道をもっとPRしてほしい
上南部地区	<ul style="list-style-type: none"> ・近所づきあいがよい。年代によっては皆仲良し、一人暮らしが少ない ・ボランティア精神が旺盛である ・老人クラブの活動が活発である ・皆だいたいのはわかっている。情報が伝わりやすい ・子どもたちはあいさつができて素晴らしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・梅を題材にした、町が一体化できるものがほしい ・若い世代が入ってきている。つながりづくりが難しい ・水害、災害時のハザードマップと安全確保の場所 ・昔ながらの地域社会がなくなっている
高城地区	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境がよい ・住民同士のつながりが深い ・皆仲良しで絆が固い ・移動販売「とくしまる」が便利である 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通が不便 ・農業の後継者不足 ・祭りが衰退してきている ・地域に安全な場所がない ・子どもが少なく、子どもの遊びができない ・クラブ活動などが減る。親のつながりが少ない ・空き家が増えた
清川地区	<ul style="list-style-type: none"> ・昔と比べて道がよくなり便利になった ・皆が協力的で地区のまとまりがよい ・畑や仕事が忙しく皆が生涯現役 ・地域のために進んでボランティアをしている ・葬儀の時などで地域の助け合いがある ・スポーツ大会等で地域の交流ができている ・かあさんの店「まみまみ」がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・家と家が離れているため集まるのに移動が大変 ・家を建てる場所がない ・若い人が戻ってこない、子どもが少ない ・空き家が増えた ・猪・鹿などによる農作物被害がある

(3) 地域で集まって協力できそうなこと

南部地区	<ul style="list-style-type: none"> ・月 1 回子どもや若者が集まる日をつくる ・子ども会と老人会の交流 ・各団体にボランティア活動を行う ・多すぎる行事を整理する ・新カメ会館の活用法を考える ・空き家の活用。民泊、料理 ・地区の行事を若い人たちに伝える ・幼稚園児から高齢者まで一緒に避難訓練をする
岩代地区	<ul style="list-style-type: none"> ・農家体験ができるようにする ・空き家で梅料理を提供する ・岩代王子に関心を持ち、大切にす ・仲人活動の活発化 ・民泊を進め、海外の大学生を呼ぶ ・廻り舞台をもっと活用する
上南部地区	<ul style="list-style-type: none"> ・外出できない人を訪ねていくこと ・祭りや行事に新しい家族の子どもにも積極的に参加してもらうよう声掛けする ・高齢の方が先生になり教室を開く ・嫁ぐ女性に上南部のよさをアピールする ・地域、行政で協力する ・空き家ができたら集会所にしたい
高城地区	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴の湯温泉のイベント等地域イベントを外部に発信し人を呼ぶ ・無料で公民館等を借りられるように交渉する ・地元活性化プロジェクトを立ち上げる ・地元の者同士が互いを知る努力をする
清川地区	<ul style="list-style-type: none"> ・「まみまみ」を拠点にした地域活性化 ・災害に対応するための備蓄 ・獣害への備え ・隣近所での声の掛け合い ・近所で助け合いながら病院に行く ・敬老会の活性化 ・祭りへの協力を多世代で行う

(4) まず最初にできそうなこと

南部地区	<ul style="list-style-type: none"> ・「南部パワーズ」「埴田パワーズ」といった活動を応援する ・町内で町内の各地区を見に行く ・皆が集まれる場所を残す ・避難経路の確認をする ・避難タワーを日ごろから活用する ・一人暮らし高齢者の庭の手入れなどの補助作業をする ・町の観光資源をもっとアピールする
岩代地区	<ul style="list-style-type: none"> ・買物弱者と一緒にツアーを組む ・細長い地域で、定期的に喫茶店が移動して、地域の人たちが集まりやすくする ・移動マーケットを開催する
上南部地区	<ul style="list-style-type: none"> ・梅の日に梅音頭を流したり、町・地域で盛り上げる ・笑顔であいさつ、隣近所で声を掛ける ・子ども会の「役」の負担軽減。加入率 UP を目指す ・バスがないので、車が運転できなくなったら買物の支援ができるようにする
高城地区	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあい喫茶やまびこ」の活用 ・餅まき文化の活用 ・バーベキュー等地域住民参加のレクリエーション活動や遠足を行う ・ほたるや金魚を増やす ・区長がお見合い会や花見シーズンの婚活パーティを主催する
清川地区	<ul style="list-style-type: none"> ・「まみまみ」の PR から始まる地域活性化 ・気軽に立ち寄って人と話をする喫茶コーナーのようなもの ・古民家を再生し活用する ・子どもたちへの農業体験と民泊

(5) 地域福祉に活用できる資源の整理

地域におけるコミュニケーションを重ねながら世代間の交流が図れるよう、様々な主体との連携を深め、地域を支える活動の場となる施設や体制づくりが求められています。地域の子どもが少なく活気がない、地域の行事が減ってしまい交流がないという状況の中でも、地域で集まり協力できることはたくさんあります。住み慣れた地域で過ごし続けられるための住民同士の見守りや支え合いが、これからの地域福祉のひとつの「カギ」といえます。地域の中の人、物、場所の資源は、きつとっと身の回りにあると考えます。つながっていくことで、地域のエネルギーが回っていくことと思います。

多様なサービス種別	サービス内容 (例をあげると)	関係する組織や団体 (例をあげると)
居場所・交流	サロン・コミュニティカフェ・会食会 喫茶サロン(はあとカフェ・ぼのぼの工房・ふれあい喫茶やまびこ・かあさんの店まみまみ) 趣味活動・自主グループ活動・長寿クラブ・公民館活動	(地域組織) 自治会(区や班)防災 (地縁組織) 長寿クラブ 女性会
見守り	民生委員・児童委員活動 地域見守り協力員活動 緊急通報装置設置 救急医療情報キット、 民間事業者の見守り(ガス・電気・新聞配達、乳製品配達)	(民生委員・児童委員) 民生委員・児童委員 地域見守り協力員
地域活動	地区の年中行事、祭事、防犯活動、自治会活動、交通安全活動	(地域福祉組織) 社会福祉協議会 福祉委員組織 地区の助け合い組織
相談支援	各相談窓口機関として 役場(県)、社会福祉協議会、地域包括支援センター 介護・福祉サービス事業者 民生委員・児童委員 地域見守り協力員 区の役員 自治会組織	(産業・組合) 商工会・商店、スーパー 農協・漁協・企業・銀行・ 森林組合・バス・タクシー
生活支援	高齢者生活支援サービス(外出支援・軽度生活援助、生活管理指導・配食サービス) シルバー人材センター(家事援助などサービス分野業務) スーパーなど配達サービス、移動販売(鮮魚店、JA) 民間事業者の営業	(活動団体) 身体障がい者連盟 心身障がい児者父母の会 ボランティアグループ シルバー人材センター
介護予防・健康づくり	健診・家庭訪問・講演会・キャラバンメイト連絡会 運動教室(寝込まず、いきいき百歳体操・腰痛、水中) 認知症予防教室・認知症サポーター養成講座 歯科口腔教室(歯あわせ教室)・栄養講座	

第3章 計画の基本理念と目指す目標

1. 計画の基本理念

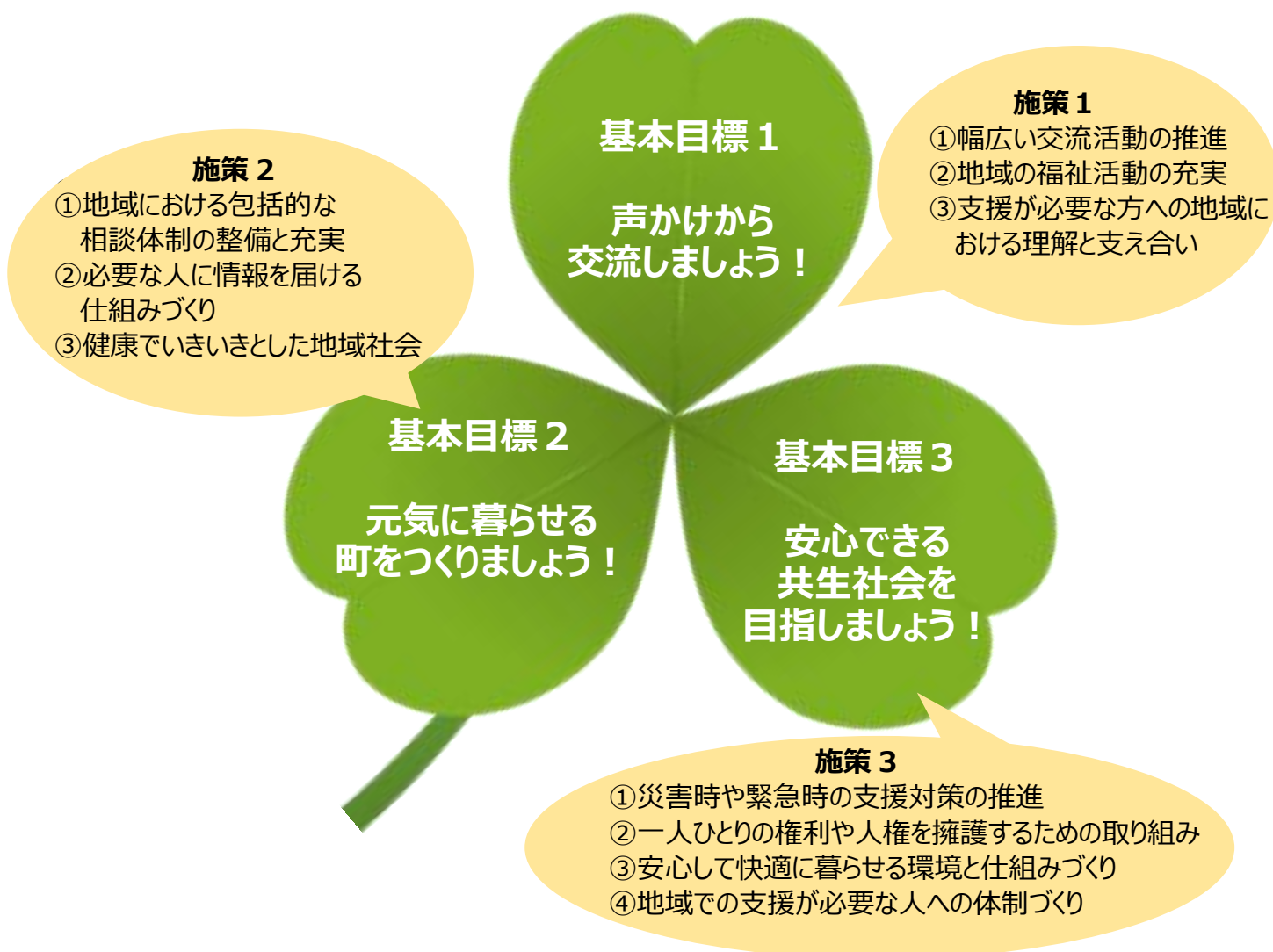
みなべ町第2次長期総合計画を踏まえ、地域福祉の推進に向けて次のような基本理念を設定し、各種の施策を展開していきます。人々みんなで支え助け合い、地域の絆づくりで、ぬくもりを感じられる「あがらのみなべ」をつくります。

**人のぬくもりのある町！
あがらのみなべ！**



2. 基本理念の実現に向けた「あがらのみなべ！」3つの基本目標と施策

ありふれた日常の中において、あたりまえの生活に幸せを感じられる。不安や悩みに隣人や地域が手を差し伸ばし、手を握ってくれるような、あたたかで住みやすい町をめざします。



3. 地域福祉を推進する4つの視点

視点1：地域住民の声を聴くことで、課題を「我が事」化する

視点2：行政・地域・住民のつながりにおいて幅広い生活課題の解決を目指す

視点3：地域の個性や資源を生かした取り組みを推し進める

視点4：様々な主体の連携を深めることで、地域資源を有効的に活用する

少子化に伴う人口減少社会は、これからのまちづくりに大きな影響をもたらすものと考えられます。若年層の減少は、地域コミュニティの希薄化や核家族化の進行、就労形態の多様化などとあいまって、家庭や地域における子育て機能の低下を招いています。これからの地域社会を担う子ども一人ひとりが、心身共に健全に成長できるよう、地域全体で子どもを育む仕組みを築いていくことが大切です。これまで以上に、家庭と地域と行政の連携が強く求められています。

また、福祉と保健、医療の連携のとれたサービスの提供、疾病の早期発見、メタボなどの対策を総合的に推進し、住民の健康づくりを支援していくことも重要になります。さらに、住民の就労形態の多様化や女性の社会進出などに伴う子育て支援サービスや保育サービスの充実も課題となっています。

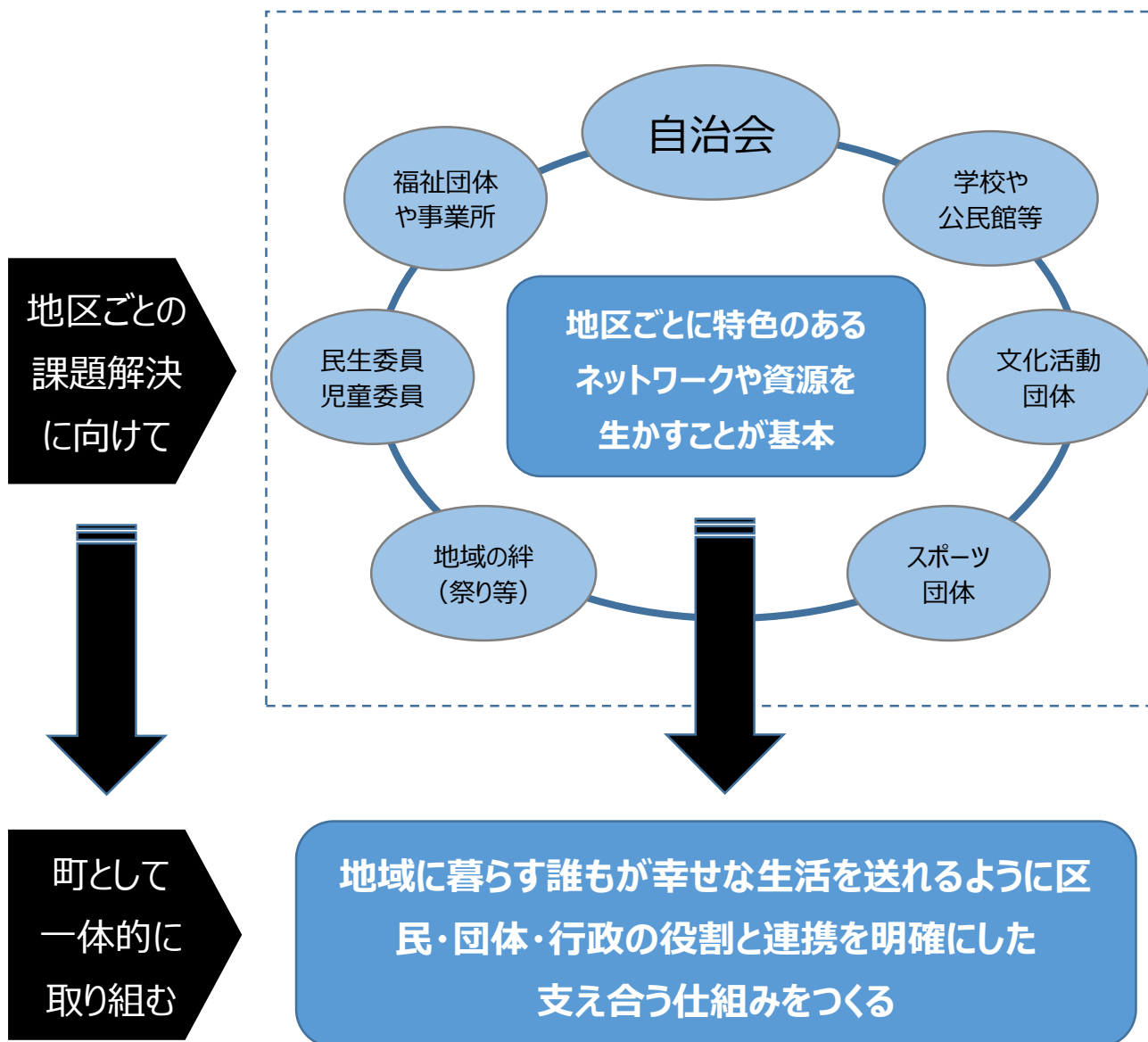
本町では地区ごとに住民が協力し合い、高齢者や障がい者、子どもたちの地域における社会参加を支援する様々な取り組みが行われていますが、住民の自主的な社会活動との調和を保ちながら、社会参加の場と機会の拡大を図っていくことが求められます。また、そのため、地域活動への参加が少ない若い世代や居住年数の浅い住民等を中心に、担い手の裾野を拡大していくための取り組みを充実していく必要があります。また、「顔は知っているけど、話したことは・・・」「関わりたいけど知っている人がいないので関われない」など、隣近所とのつきあいがなくなると、日々の生活で起こる小さな困りごとや不安を解決できなくなってしまう。

今後は先に挙げた4つの視点を参考に、サロン活動などの「居場所づくり」を中心に、ボランティア活動などに参加する住民や地域団体との連携・強化を図り、さらに、地域社会に福祉の心を育み、また、専門性を有する人材を育成するなど、幅広く支援活動への参加と協力を呼びかけ、活動の領域を広げていく必要があります。そして、福祉と保健、医療、教育等の関係機関との連携を強化し、高齢者、障がい者、子どもを地域社会全体で支え合うネットワークの充実が必要となっています。

4. あがらのみなべ！ 地域福祉の進め方

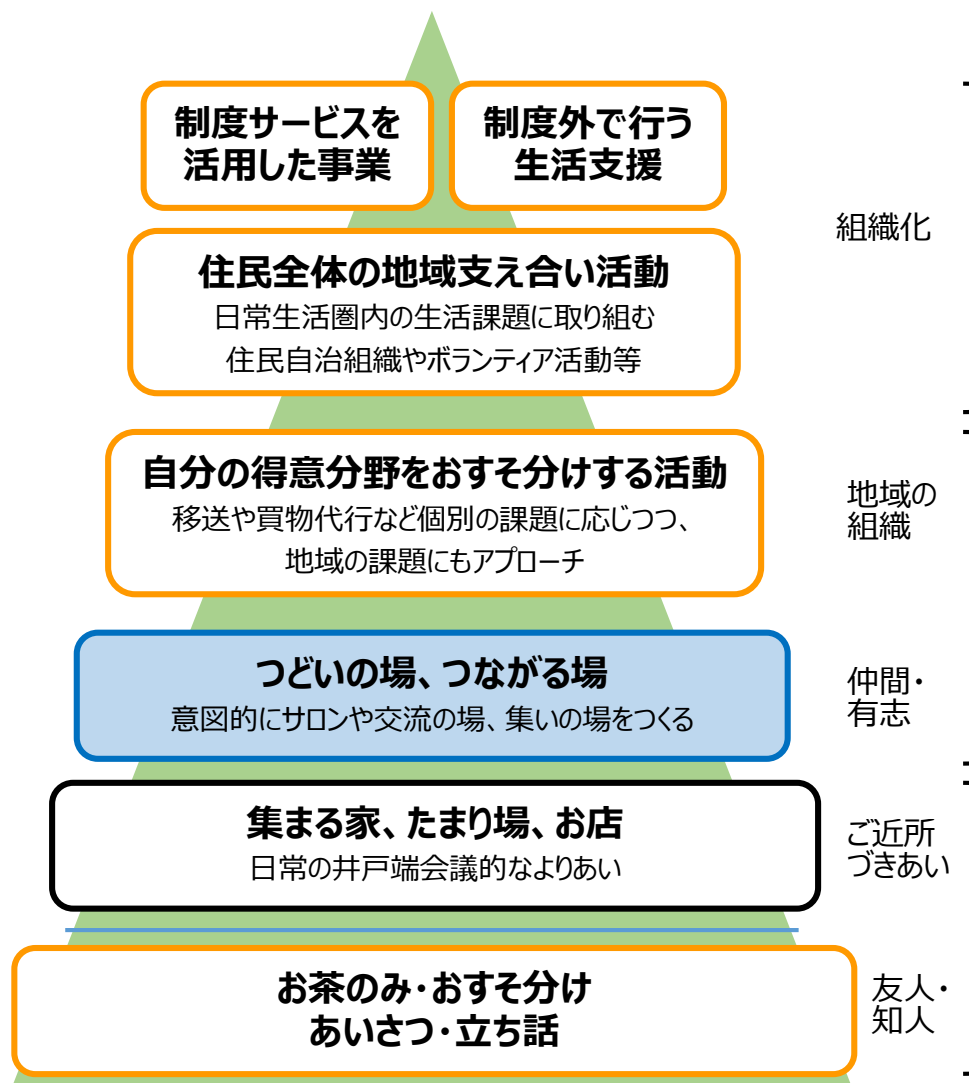
4-1 地域で支え合う仕組みづくり

みなべらしさを考えていくためには、地区ごとにネットワークや資源を生かした課題解決の形を作ることが基本となります。その上で、連携して取り組むべきテーマなどは、町全体へと広げ、お互いの成功事例を共有してつながっていけば、地域福祉の活性化になります。



4-2 地区ごとの支え合いのステップアップ

進化の方向性としては、まずは「集まる」ことから始めて、最終的には活動に「つなげていく」ことが重要です。



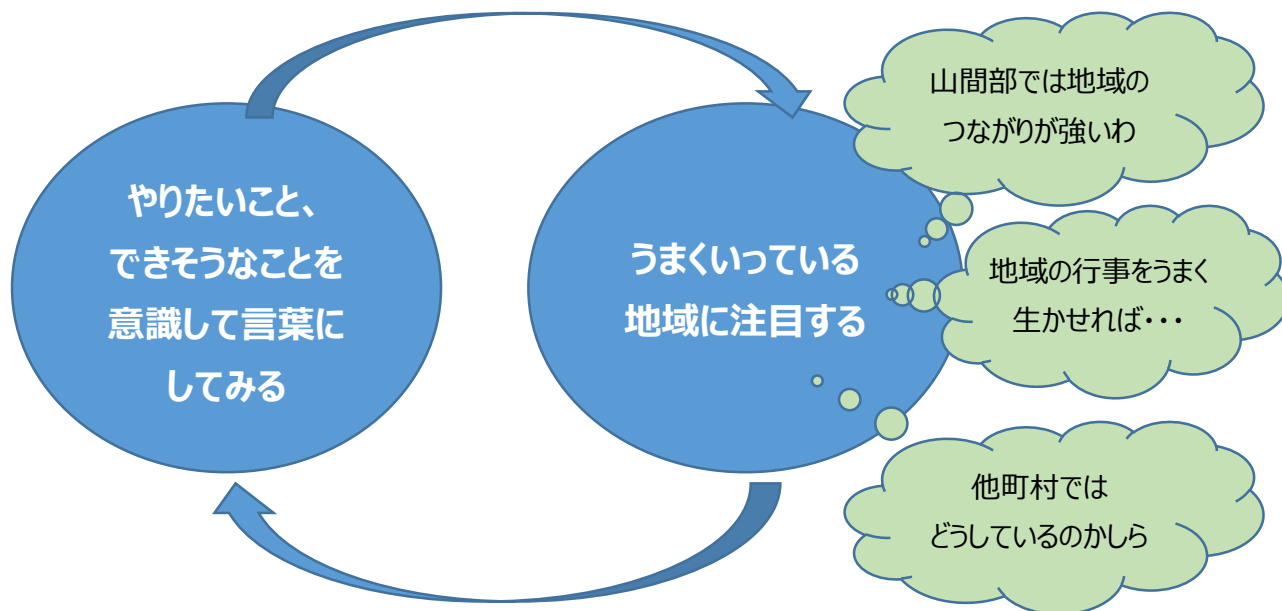
(具体的な内容例)

分類	活動例
商品化	食品加工、独自製品の開発・販売
防災	自主防災、防犯、SOS ネットワーク、見守り
子育て支援	食育、学習支援、子育て支援、子どもの居場所づくり
観光	都市と農村交流、宿泊施設
社会生活支援	緊急一時支援（泊まりなど）、農林水産の作業支援、便利屋、見送り（葬式）支援、雇用創出、生活相談、環境美化、余暇支援、社会参加支援
日常生活支援	買物支援、配食、移送、外出支援、ヘルプサービス、見守り、商店、移動販売、配達
つながり・ネットワーク支援	お茶会、食堂、貸室、サロン（ミニデイ）、情報提供、広報紙発行、I・U ターン支援、空き家・廃校活用、当事者の会づくり、サロンづくり、介護者支援、地域の計画づくり

4-3 実行に向けての一步を踏み出すために

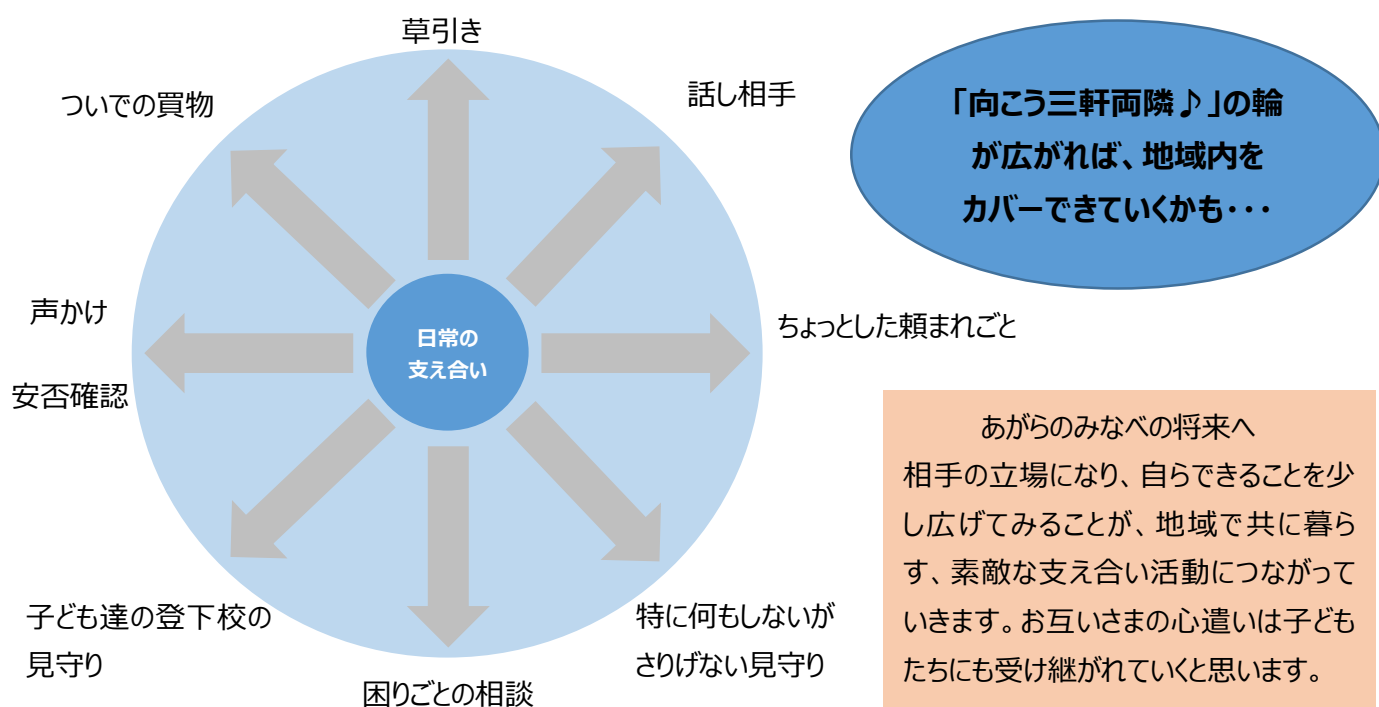
① まずは言葉に出すこと、意識を共有化し、うまくいっている地域のことを知る

地区懇談会などで地域のメンバーが集まって、どんな地域になればいいかを意識して声にして言葉にすることが重要です。その時には、町内にもうまく廻っている地域があることが多いので、そのような地域の活動に注目してみるのも重要です。



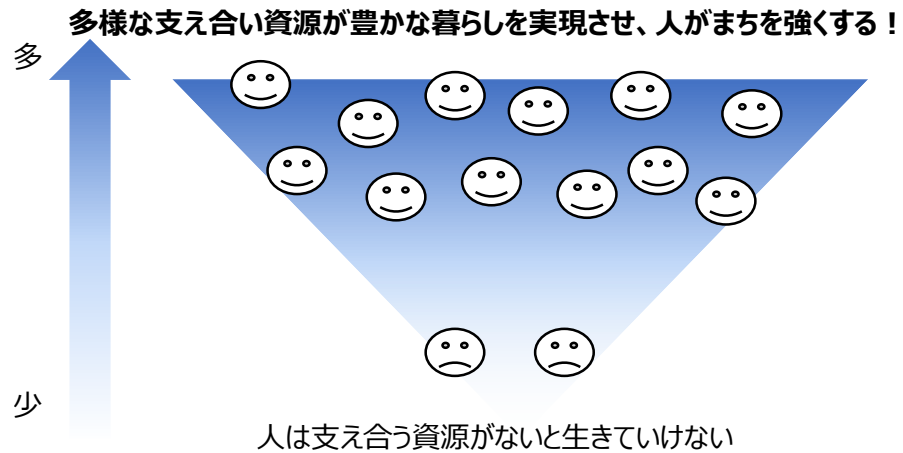
② できること、できそうなことを少し広げて考えてみる

地域のことを考えるのと同時に、地域の一員として自分自身どのようなことができるのかを考えることも大事です。両隣5軒単位で小さく考えるなど、日常の支え合いに加えて、できそうなことを少しずつ広げていくことで、支え合いの範囲ややれることに幅が広がってきます。

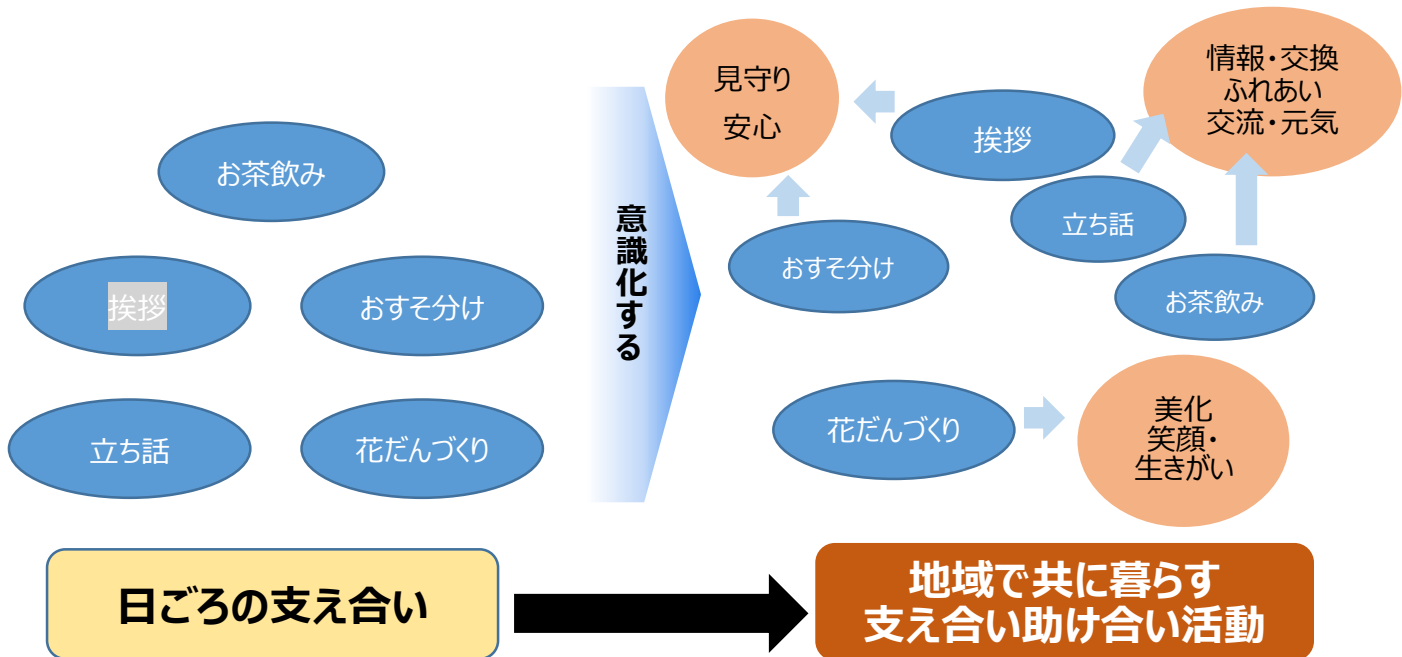


③ 支え合うための多様な活動資源が、地域を強くするという意識を共有する

このように、地域で自分たちでできることを考える時には、自分たちの活動が自分たちの地域の生き抜く力を「強くする」ということを互いに共通認識として意識することが重要です。課題に正面から向き合い、対処し、乗り越えていくことが地域の成長や成功の「カギ」となるからです。

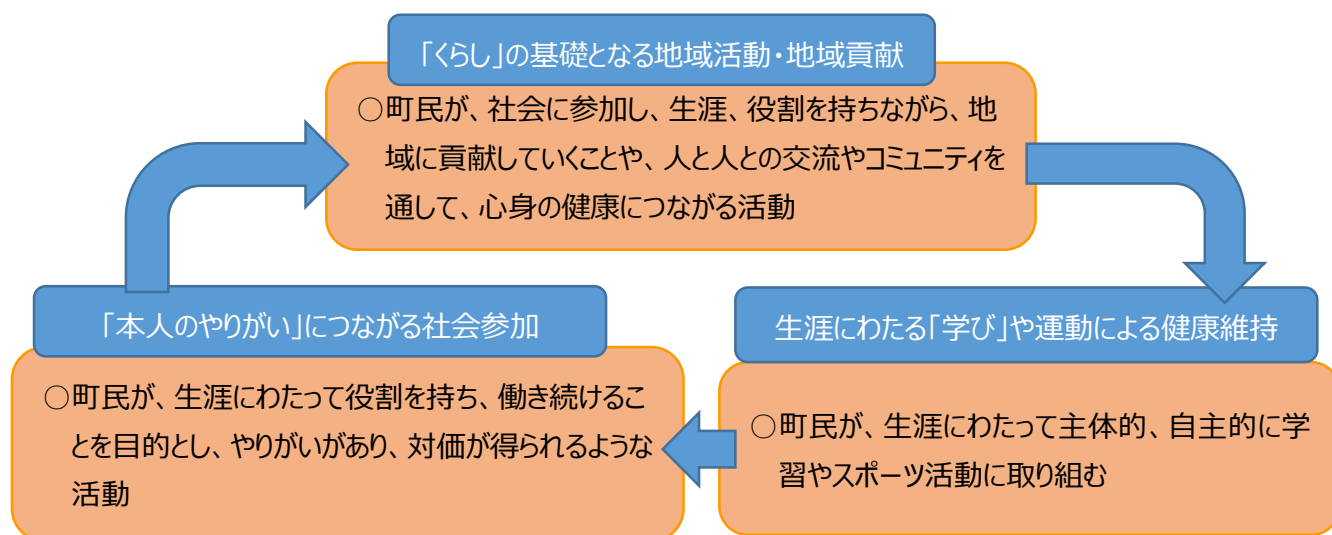


またその時には、普段やっていることを地域の支え合い活動と意識することが重要です。そうすることで一つひとつの活動が社会的に意味を持ち、地域の活動としてお互いが認め合うことにつながります。何気ない行動も、実は地域にとってはかけがえない意味ある行動につながります。住みやすい魅力あるみなべへ。



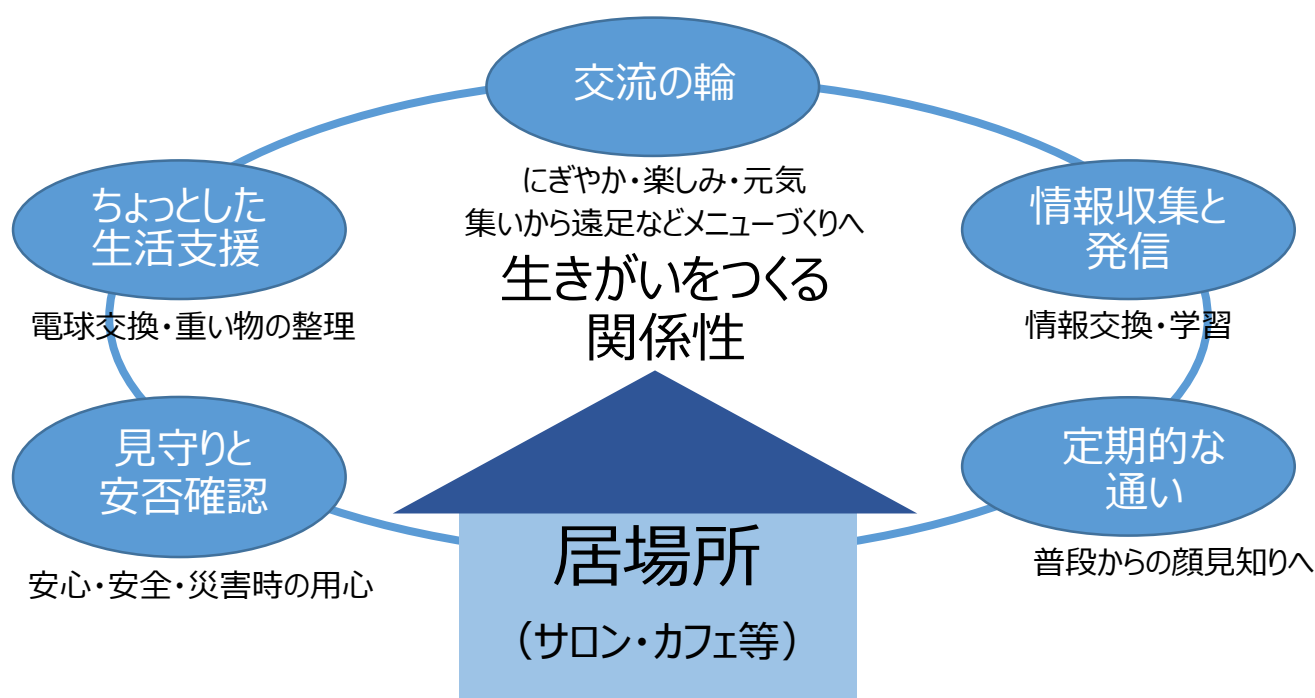
4-4 一人ひとりの「生きがいの循環」による地域コミュニティづくり

地域で共に暮らすコミュニティ活動を支えるのが、一人ひとりの生きがいです。そのためには健康維持が必要であるのはいうまでもありません。運動・スポーツによる健康維持に加え、生涯学習を中心とした学びによる生きがいづくりも非常に重要です。また受け身ではなく、社会に参加する、また貢献することにより、やりがいがある一人ひとりの生きがいをつくり、そのような個々のやりがいの連鎖が地域力をより強固なものにしていきます。



4-5 集いのための「サロン」から、地域の支え合いへ

一人ひとりの活動を地域で支えるためには受け皿としての場づくりがカギとなります。住民主体の居場所が地域にあることが、地域の環境を豊かにします。場があることで情報が集まり、さらに発信されます。また、ちょっとした通いの場として機能することで、特に一人暮らしの人を中心とした高齢者の孤立などを防ぐことが可能になります。



第2部 施策の展開

基本目標 1 声かけから交流しましょう！

施策 1 - ①. 幅広い交流活動の推進

現状と課題

少子化により、子どもをきっかけとした地域の交流が減っています。また、かつては夏祭りや盆踊りが地区単位であたりソフトボール、花火大会のような親睦の場や地区での旅行などがありました。近年では、昔とあまり変わらないという山間部の地域を除いては、減っているのが現状です。また、地域での葬式がなくなったことでつながりが希薄になったような気がするという意見が多く聞かれました。旧町では新たに引っ越してきた住民との間にはあまり会話や交流がないという意見も地区懇談会において出ました。

住民アンケート結果からは、「地域課題の解決のために町民同士の自主的なささえあい・たすけあいが必要だと思う」という回答は全体で 86.7%、どの年代も 80%以上であり、自主的な交流や絆づくりの重要性を理解していることがわかりました。またその内容としては、「自分が日ごろから町民同士のつながりを持つよう心がけること」が 45.2%と最も多く、ついで「町内会等の地域組織が中心となって町民同士の交流活動を進める」が 36.2%、「地域の人気が軽に集まれる場所を作ること」が 34.6%と続いています。特に、「自分が日ごろから町民同士のつながりを持つよう心がけること」は、10・20 歳代と 70 歳以上で特に高く、多世代交流・世代間交流の必要性を若年層も高齢者も持っていることがうかがえます。

近年では、高城地区の地域の誰もが気軽に参加できる食事会を開く「ふれあい喫茶 やまびこ」、清川地区の集いの場となり地元野菜の販売も行う「かあさんの店まみまみ」、障がい者の社会参加の場となりランチが評判の「ぼのぼの工房」、地域づくりサークル「埴田パワーズ」、梅で地域の活性化を行う「青年クラブみなべ」、「みなべおかみ元気会」の商店街の活性化活動などが地域メディアなどで取り上げられています。住民からもこれらの活動を支援することで、町の福祉活動に貢献したいという声もあり、住民の交流やコミュニティ活動の核として機能している例がたくさんできつつあります。

茶話会やレクリエーション、小物づくり等を定期的開催し仲間づくりや交流を行う地域の居場所拠点である『サロン』については、町内に 28 か所設置されています。

サロンの設置状況（平成 30 年 3 月現在）

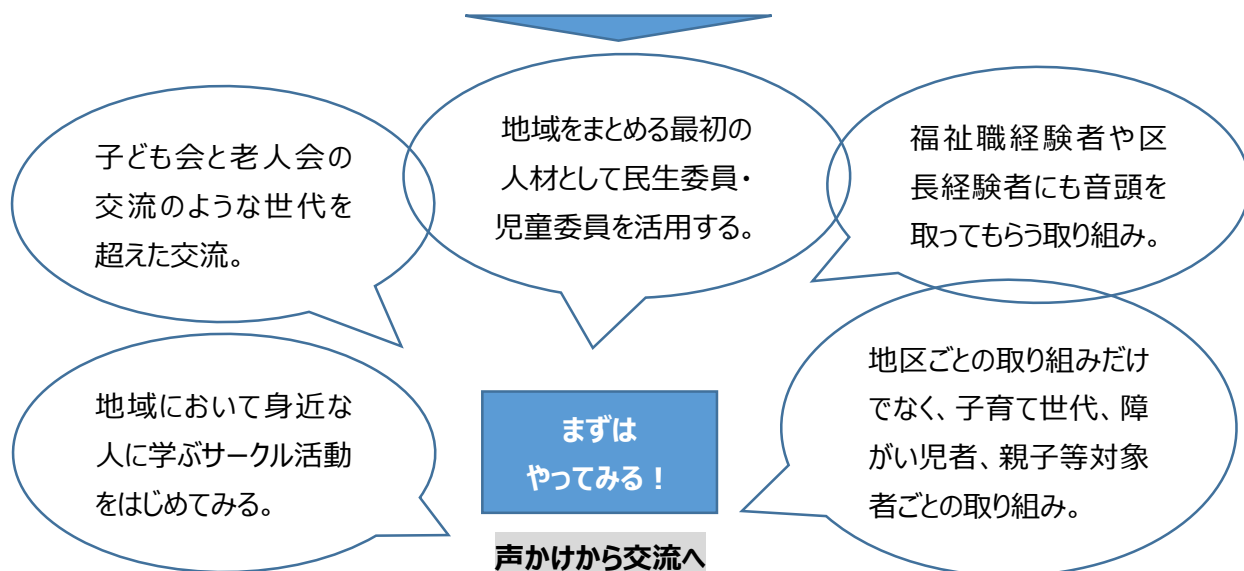
主に高齢者を対象としたサロン 社協 5 包括 6 他	12 か所
主に障がいのある人を対象としたサロン（断酒・農園）	2 か所
主に子育て中の人を対象にしたサロン	8 か所
対象が複数に及ぶサロン	1 か所
その他 喫茶：はあと・ぼのぼの・ふれ愛・やまびこ・まみまみ	5 か所
合計	28 か所

高齢となり、交通手段がなくなる際には、誰もが気軽に歩いて集える事が大きなポイントとなります。各地区単位で会場等を利用しての楽しいひと時を過ごせるようなサロン等の設置箇所を拡充して行くことができれば交流促進となり、顔見知りによる助け合い支え合いとなる絆づくりにも期待が持てます。高齢者や子育て世代・支援が必要な方が、住み慣れた地域でいきいきと元気よく暮らせるために、互助・共助の促進はコミュニティ力を高め安心につながります。より身近な場所として、地域の既存の施設、民家や民間施設等を利用してのにぎやかな交流の場の創設、地域のエネルギーをうまく回していくための仕組みづくりが必要です。

地域に期待すること、住民が取り組むこと

～地域に期待すること～

○誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会の実現に向けて、まずは地域住民のコミュニケーションのために、「おはよう」「おかえり」「ありがとう」などの、日ごろのあいさつや声かけを行うなど、身近なところから住民同士のつながりを深め、お互いの顔が見える関係づくりが築ける取り組みを期待します。



行政で取り組むこと、支援すること

(1) 地域住民同士の交流の促進

取組内容	担当課
住民、保育園、幼稚園、学校、各種団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、高齢者施設・障がい者施設などの福祉施設、その他福祉関係団体との連携や協力のもと、高齢者・障がい者・子どもが寂しさや不安を感じたり孤立したりすることがないように地域で支え合う環境づくりに努めます。 (区民や自助グループ、福祉事業所や関係団体と協働でのサロン等)	住民福祉課 健康長寿課 教育学習課

(2) 世代間交流の推進

取組内容	担当課
元気な高齢者を福祉の生活支援サービスの担い手として活躍できるよう必要な方策を講じます。	健康長寿課
自治会や各種団体等と連携協力した生きがいづくりや活動の場づくりを支援するほか、公共施設を活用し、地域交流の場を積極的に利用します。 (近所の高齢者の保育所訪問・福祉施設での交流会等)	住民福祉課 健康長寿課

(3) 高齢者の社会参加の促進

取組内容	担当課
自治会や各種団体等と連携協力した生きがいつくりや活動の場づくりを支援するほか、公共施設を活用し、地域交流の場を積極的に利用します。 (字行事のない月に集う会・健康麻雀・各公民館教室の体験等)	健康長寿課 住民福祉課 教育学習課
「みなべ町シルバー人材センター」と連携し、高齢者の豊富な経験や知識、技能を生かし、高齢者の生きがいつくりと社会参加の機会を確保できるよう、必要な支援を行います 野菜作り(休耕田でみんなでつくる・習う・食べる会など)	健康長寿課

(4) 交流拠点の整備

取組内容	担当課
高齢者の交流、障がい児者の交流、児童及び母子・父子の交流だけでなく、地域住民相互の交流やふれあいの場、居場所づくりを、団体への活動支援を通じて推進します。 (各地区内の福祉施設や医療施設でサロン・JA・銀行・学校・保育所・空き家などでの交流会)	住民福祉課 健康長寿課

施策 1 – ②. 地域の福祉活動の充実

現状と課題

地域には、民生委員・児童委員や社会福祉協議会の福祉委員など地域福祉の代表となる担い手があります。また、シルバー人材ボランティアセンターも活動しています。また、地域の学校等と連携した福祉教育や学生ボランティア活動なども行っています。一方、少子高齢化による担い手の減少が大きな課題となっています。

アンケート結果においても、地域活動で問題だと思ふこととしては、「中心となる人が高齢化している」が 44.1%で多く、「活動する人の確保が難しい」が 36.9%、「活動に対する町民の関心が低い」27.4%と続いており、若い人たちに興味を持ってもらうことの重要性が読み取れます。

地域に期待すること、住民が取り組むこと

～地域に期待すること～

○住民、社会福祉関係団体、ボランティア団体、学校等で、地域福祉に関する認識を共有します。各種団体が協力し、参加年齢を問わない、誰でも参加しやすい、福祉に関する講座等を企画します。住民主体の活動では解決できない課題に対して、地域と専門機関・専門職と一緒に取り組んだり、広域的・専門的に課題解決に取り組むような重層的な地域福祉ネットワークの構築を進めます。

有償ボランティアのような新しいボランティアの形を考える。

若い人たちにノウハウを伝えることができるようにする。

同じ人に偏らないように、みんなが少しずつ協力をする。

若い世代からどんどん地域のボランティア活動に挑戦する。

まずは
やってみる！

民生委員や社会福祉協議会の活動に興味を持つ。

地域での「人」づくり

行政で取り組むこと、支援すること

(1) ボランティアの育成や住民活動の育成・活性化

取組内容	担当課
<p>地域福祉の活動においては、担い手の育成や幼少時からの福祉教育や生涯学習などが重要となります。そのため、家庭や地域での子どもの頃からの福祉活動の体験や、学校で福祉教育を行うことにより、福祉の心を育み、将来、地域福祉の担い手となるよう育成します。</p> <p>(子どもたちや保護者を福祉施設でのイベント等への参加を呼びかける等)</p>	<p>住民福祉課 健康長寿課 教育学習課</p>
<p>若い世代へのボランティアの意義や活動に対する理解を深め、参加につながるような養成講座や研修会などの取り組みを行うとともに、清掃ボランティア活動や文化活動のボランティア等、福祉分野以外のボランティア活動等とも連携し広報・啓発・紹介などに工夫を凝らし、活動の活性化を図ります。</p> <p>(地域でボランティアを募る仕組みづくりなど)</p>	<p>住民福祉課 教育学習課</p>

(2) 民生委員・児童委員への支援

取組内容	担当課
<p>誰もが安心して生活できる地域づくりのために地域住民の立場に立った活動を行うほか、地域におけるつなぎ役として地域の絆づくりを進めている民生委員・児童委員が、住民の多様な相談内容に的確にアドバイスができるよう、研修会や情報提供等を行います。</p>	<p>住民福祉課</p>

(3) 地域の自治会や団体の支援

取組内容	担当課
<p>地域の福祉や生活課題解決に向けて、住民主体の見守りや支援活動を進めます。地域づくりのレベルアップに努めます。</p> <p>(「地域の問題は地域で解決」に向けての取り組みを進めるなど)</p>	<p>住民福祉課 総務課</p>
<p>町内にある自治会の活動を支援します。</p> <p>(地域福祉力への協力を求めていく・自助・互助共助の学習会など)</p>	<p>総務課</p>

(4) 社会福祉協議会等との連携

取組内容	担当課
<p>社会福祉協議会は、ボランティアセンターを運営し、ボランティアに関する理解と関心を深め、福祉活動の担い手を育成したり、自立した生活を支援するため、援助を必要とする人に対して訪問介護や日常生活自立支援事業などの福祉サービスを提供するなど、お互いに顔の見える地域に根ざした地域福祉活動をこれからも推進していきます。みなべ町地域福祉活動計画の作成を進めます。</p> <p>(生活支援コーディネーターの活用など)</p>	<p>住民福祉課 健康長寿課</p>
<p>社会福祉法人は、住民が安心して福祉サービスを選択し利用できるよう、多様な福祉サービスの提供に努めます。</p>	<p>住民福祉課 健康長寿課</p>
<p>多様化かつ増大する地域の福祉ニーズに対応するため、社会福祉法人の果たす役割は重要なものとなっています。福祉サービス事業の透明性の確保、また、誰もが安心してサービスを選択できるよう、社会福祉法人、社会福祉施設への監査を継続して実施するとともに、必要な助言や指導を行います。</p>	<p>住民福祉課 健康長寿課</p>

(5) 地域福祉に関わる担い手の発掘と育成

取組内容	担当課
<p>社会福祉協議会や町内会、各種団体と連携して、若年層や勤労者層、団塊世代などの様々な年齢層に働きかけ、地域福祉のリーダーとなる人材の発掘と育成への取り組みを続けます。(人材バンク・パイプ役となるシステムづくりなど)</p>	<p>住民福祉課 健康長寿課</p>
<p>地域の人々を牽引していく人材の発掘や養成のための研修等を実施し、中長期の視点に立って資質の向上を図ります。また、民間事業者、関係団体に対し、人材育成に関する情報を積極的に提供するなど、関係者の資質向上に努めるよう働きかけます。</p>	<p>住民福祉課 健康長寿課</p>

施策 1 – ③. 支援が必要な方への地域における理解と支え合い

現状と課題

住み慣れた地域で暮らし続けることができるために、地域で可能な支援をすることが、福祉施策全般で求めています。特に高齢者福祉施策においては、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みが進んでおり、この理念や仕組みを、子ども子育て分野や障がい児者施策へ拡張していこうという動きが見られます。

子ども子育ての分野では、保健師などの専門スタッフが、母子健康手帳の発行や妊娠・出産・就学前までの切れ目のない子育て相談やサポートを行う「子育て世代包括センター（Tetote:てとて）」が身近な拠点として平成 30 年 4 月から開設されることになり、みなべ町子ども家庭支援ネットワーク協議会やメンタルハウスと合わせて引き続き成長を見守っていきます。平成 30 年 4 月から教育学習課内に、幼児教育室が設置されます。

また、障がい児者の分野では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、幅広い支援を受けられるようにするため、保健、医療、福祉関係者らが情報共有等を通じて連携をするための協議の場を設けることや、地域生活支援拠点等の整備に向けて、県や周辺市町と協議しながら、圏域での地域生活支援拠点等の整備を検討しているところです。

今後の課題としては、これら地域で支えるための現役世代への支援の仕組みの構築に加え、支える・支えられるの関係を一方的なものとしてとらえるのではなく、例えば高齢者同士でも元気な人たちで、支援が必要な人をできる範囲で支えるといった、多様な支援のあり方を検討する時期を迎えているといえます。

地域に期待すること、住民が取り組むこと

～地域に期待すること～

- 地域における住民、民生委員・児童委員による訪問や見守りを充実させ、ひとり暮らし高齢者や認知症などの孤立防止のために支え合い活動に取り組んでいきます。
- 支える側の中心的存在である現役世代を支え直すとともに、支えられる側に位置づけられてきた人々の中で経験や知識が豊富な人たちを社会につなぐことを目指します。

子どもの元気が地域の活性化につながるような場を支援する。

認知症の人たちを支えるための支援をする。

障がい児者へ理解を深める。

高齢者同士でも自分たちでできることを積極的にやってみる。

まずは
やってみる！

生活のちょっとした困りごとを手伝える関係性を作る。

支援の輪を広げる

行政で取り組むこと、支援すること

(1) 高齢者への支援

取組内容	担当課
「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるための取り組みを実施しています。その中で、日常生活圏域ごとに、医療・介護・予防・住まい・生活支援を柔軟に組み合わせて一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の実現を目指します。	健康長寿課
高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられるよう、高齢者の生きがいの創造を支援し、高齢者の生涯学習、社会参加、多世代交流、地域貢献活動の機会を増やし、働ける高齢者の雇用の促進を行います。また、憩いの場を増やし、活気あふれる集いの場を実現します。 (居場所・カフェ・サロンなど)	健康長寿課

(2) 子育て世代への支援

取組内容	担当課
「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様な子育て支援サービスや保育サービスの提供及び教育環境の整備など、地域の子育て力を向上するための施策の充実に努めます。地域子育て支援センターで、親子ふれあい開放保育や情報交換の場として育児講座、サークル支援を行います。また、すべての子どもが尊重され、健やかに成長できるよう、専門的な相談支援体制を強化するとともに、家庭を支援します。	健康長寿課 教育学習課
妊娠届出時や妊婦教室からの特定妊婦の把握を行い、早い段階での子育て支援の関わりを開始します。妊産婦・乳幼児への家庭訪問や乳幼児健診をすることにより、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援について一層の充実を図ります。また、一時保育のより一層の充実も図っていきます。	健康長寿課

(3) 障がい児者の支援

取組内容	担当課
「障がい児者プラン」に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らし共に参加するための福祉施策を推進することで、住み慣れた地域で自立した生活を営むために必要なサービスと支援を受けられる社会を実現します。	住民福祉課 健康長寿課
地域では、障がい児者の自立と社会参加のため、地域のイベント、スポーツ、レクリエーション活動等に、気軽に参加できるよう働きかけるようにします。 (グランドゴルフ大会の開催の工夫など)	住民福祉課 健康長寿課

取組内容	担当課
障がいの程度や特性に応じて必要なサービスを利用できるよう、在宅や施設における福祉サービスの充実に努めます。また、日中活動や就労の場を提供するなどの支援を行います。	住民福祉課

(4) 支援が必要な人の家族への支援

取組内容	担当課
家族介護者のための休養の提供等や各種支援サービスを通じて、介護・介助等による離職を減らし、心身共に疲れることなく安心・安定した生活ができるように努めます。	健康長寿課 住民福祉課

基本目標 2 元気に暮らせる町をつくりましょう！

施策 2 - ①. 地域における包括的な相談体制の整備と充実

現状と課題

日々の暮らしに常に必要としているケースではない場合においても、相談する人や場所があることを知っていることで、何かがあった時のサポートとしての安心感を得られます。また、生活課題が複雑化したり深刻な内容のケースである場合は、地域だけでその問題を抱えるのではなく、専門家の力を得たり、サポートのチーム体制をつくるということを行うケースもあります。

みなべ町には、45人の民生委員・児童委員がおり、地域住民からの相談への対応や専門機関へのつなぎなどを行っています。また、各分野における相談員がいるほか、町役場窓口や県窓口において相談しています。

アンケート結果においても、日々の悩みについての相談先については「同居の家族」が63.4%と最も多いですが、「知人・友人」が41.8%、「社協だより、ホームページなど社協からの情報」が20.2%と続いています。特に、30歳代は「知人・友人」が64.3%と他の年代に比べて多くなっており、家族や組織以外の相談による解決が多いという傾向が見られます。

地域に期待すること、住民が取り組むこと

～地域に期待すること～

- 地域住民に身近な相談者としての民生委員・児童委員や、福祉推進員等の活動により、相談体制を充実させます。
- 地域見守り協力員とも連携して、主に『さりげない見守り』と『声かけ』の活動を進めます。

相談が必要そうな人に相談に行ってもらうように協力する。

支援が必要な人の家族や周りに支援が必要な人がいないかみる。

地域の民生委員を知ってお互い顔見知りになる。

こんなことがあったよ、ということをお互いに共有する。

まずは
やってみる！

話し相手を相談相手に

行政で取り組むこと、支援すること

(1) 行政や専門機関による相談体制の構築

取組内容	担当課
地域包括支援センターが地域の総合相談窓口として積極的に機能するよう啓発に努めます。	健康長寿課
年齢や種別を問わず、発達障がい者や難病患者を含め総合的な相談体制の充実を図ります。	住民福祉課 健康長寿課
相談体制の連携・充実を図り、保護者の子育てに関する不安や悩みの軽減に努めます。	教育学習課 健康長寿課
こころの病（アルコールや薬物依存を含む）を持つ方へは、保健師による家庭訪問などでフォローに努めます。また、こころの健康づくりに向けて、相談体制の整備を図るとともに、正しい知識の普及・啓発活動に努めます。子どもの悩みやひきこもり不登校等については、メンタルハウスと協働して支援していきます。	健康長寿課 教育学習課
消費者トラブル、生活困窮、虐待などの複合的な相談に対応することができるとともに、正しい知識の普及・啓発活動に努めます。子どもの悩みやひきこもり不登校等については、メンタルハウスと協働して支援していきます。	産業課 住民福祉課 健康長寿課

(2) 地域包括支援体制の推進と他機関の協働

取組内容	担当課
複雑化する生活上の課題に対応するため、地域ケアマネジメント体制を確立し、支援施策全体の検討や困難事例等相談に関する技術的な支援、福祉活動の関係者による情報交換の機会等の充実を図ります。	健康長寿課 住民福祉課

施策 2 - ②. 必要な人に情報を届ける仕組みづくり

現状と課題

地域においては、必要な情報を必要な人に届けるための、情報の共有が重要となっています。また、高速インターネットの急速な普及と技術革新により、そのあり方もますます変化してきています。アンケート結果によると、知りたい福祉の情報は、「社協だよりやホームページからの情報」が 31.4%と多く、「健康づくりや介護予防のこと」が 23.3%、「各種福祉サービスの利用方法」が 22.5%と続いています。毎月発行されており、カレンダー形式で情報が集約されている「社協だより」で身近な福祉情報を多く得ている結果となっています。また、単に情報は得るだけでなく、そこから一人ひとりの意識や行動を変えていくことが必要であり、そのための理解・啓発が重要です。

さらに、情報を届ける仕組みという観点では、支援が必要な方へ届ける配慮も必要となります。みなべ町社会福祉協議会では、朗読ボランティアの協力により、「声の広報」を行っているほか、初心者からの手話教室で簡単な手話ができるようになるための講座を行っています。また、各種健診や多くの人が集まる場などの機会に情報を提供するほか、相談員など福祉の専門職同士での情報交換や研修などにより、必要な人に情報が提供できるような環境の整備に努めています。また、お祭りや地域における伝統的な生活習慣を次の世代に伝えていくことも大きな地域福祉の役割といえます。

地域に期待すること、住民が取り組むこと

～地域に期待すること～

- 民生委員・児童委員をはじめ地域リーダーは、住民への地域福祉サービスの情報発信に努めます。
- 町民が持っている知識や情報を次世代に伝えていく取り組みを検討していきます。
- 他の地域で成功している事例の情報などを共有することで、地域での活動のヒントを得ます。

やった方が良いと聞いたことは一つでもやってみる。

支援が必要な人に何が必要かを聞いてみる。

同じ病を持つ方（ストマなど）の集いの場があればなあ。

地区の集まりなどで、お互いに話をしてみる。

他の地区の成功事例の情報を共有する。

まずは
やってみる！

情報の発信と共有

行政で取り組むこと、支援すること

(1) 利用者に配慮した情報の提供

取組内容	担当課
福祉サービスについて、必要な人が必要な支援を適切に選択し利用できるよう、よりわかりやすい情報提供に努め、利用者の拡大を図っていきます。そのため各種相談窓口では、福祉サービスの情報提供に努めます。	住民福祉課 健康長寿課
高齢者や障がい者を含むすべての人が利用しやすいように配慮し、拡大文字、音声、点字、メールなどを活用した情報提供を行い、個人情報の有用に配慮した適正な取り扱いを確保しながら、円滑に情報を取得し、意思表示やコミュニケーションができるよう支援します。	住民福祉課 健康長寿課
すべての人が、あらゆる場面において、必要な情報を多様な手段で入手できるよう、積極的に情報のバリアフリー化に取り組んでいきます。	住民福祉課 健康長寿課

(2) 理解・啓発の推進

取組内容	担当課
広報紙、インターネットのホームページなどを通して福祉施策等の情報を提供しています。また、社会福祉協議会をはじめとする各種団体などのお知らせや町会のお知らせ等の回覧板等も重要な情報源とします。	総務課 住民福祉課 健康長寿課
情報通信基盤の整備と利活用を推進し、町が発信する情報が的確かつ迅速に町民に伝わるための整備を強化します。	総務課

施策 2 - ③. 健康でいきいきとした地域社会

現状と課題

和歌山県は、高齢化比率が高い県ですが、県の長期総合計画で「健康長寿日本一」をめざして、健康づくり県民運動を実施しています。県では、1日8,000歩運動の実践を呼びかけるとともに、手軽に楽しみながら運動ができる地域コミュニティに密着した県民総参加の健康づくりを行えるような取り組みをはじめています。自治会主催のラジオ体操や清掃活動等にもポイントを付与することで、地域ぐるみで楽しみながら運動習慣が定着することをめざしています。

町としても、地域の健康づくりの中核として、母子保健推進員や健康推進員が配置されており、近隣や友人に対して家庭訪問等での声かけを行ったり、チラシ配布による各種啓発や特定健診やがん検診の受診勧奨、健康相談のPRや補助業務などを行っています。また、健康教育としては、各種健康講座、健康づくり教室を開催することにより、生活習慣病予防等保健知識の普及に努めています。また、健康相談として、心身の健康について個別相談に応じ、必要な指導、助言により家庭における健康管理に役立てています。介護予防に関しては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、介護予防や生活支援を総合的に進めていくための事業として平成29年4月より、段階的にサービスを実施しています。また一般介護予防事業としては、一人ひとりが生きがいを持って、健康づくりや介護予防に主体的に取り組めるような体制を構築します。高齢者同士が支え合い、活動自体が自らの生きがいとなるような仕組みをつくっていきます。生活の場の身近な地区で、サロン（通いの場）が開催され、主体的に運営できる運動教室「いきいき百歳体操」を各地区に普及します。高齢者個々のニーズにあわせて選択できる、多様な通いの場を設けます。

地域に期待すること、住民が取り組むこと

～地域に期待すること～

○一人ひとりが自身の健康状態を理解し、生活習慣を見直すとともに、食生活と運動を基本とした望ましい暮らしを確立できるようにします。また、健診の重要性を認識し、定期的に健診を受けることで、自身の健康管理に努めます。

担当の健康推進員の顔を知るようにする。

健康維持活動に参加していない地区の人に参加の声掛けをする。

地区でのつどいの場を健康維持の場として開催する。

地域コミュニティ型健康づくりをはじめ。

**まずは
やってみる！**

1日8,000歩くことを目指す。

健康づくりの推進

行政で取り組むこと、支援すること

(1) 健康づくり活動の支援

取組内容	担当課
若い世代から中高年までの幅広い年代層の健康維持は、町の財政にも大きく寄与することから、健康の維持増進は重要です。心とからだの健康を維持増進させるため、トレーニング教室・ストレッチ教室や健康相談・健康講座、特定健診や特定保健指導、各種がん検診を充実させることにより、成人期の健康づくりをサポートします。また、町民の心とからだを健康に保つための様々なイベントを開催するとともに、有所見者のフォローアップの充実を図り、町民個々のライフスタイルにあった健康づくりを支援します。	健康長寿課
住民同士が互いに学び合うことで、いきいきと明るく安心して暮らせる地域を目指し、一人ひとりの生涯にわたる学びの場を充実させていきます。	教育学習課

(2) 健診等による一人ひとりの健康維持

取組内容	担当課
生活習慣の改善を柱とした住民の健康増進に向けた取り組みを実施しています。	健康長寿課
ライフステージに合わせた、健康管理に関わる相談・指導体制及び健康づくりに向けての各種の情報提供や健康教育の充実を図ります。	健康長寿課
生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、健診内容の充実により受診率の向上に努め、保健指導の強化を図ります。また、乳幼児健診において発達障がい疑われる乳幼児の早期発見に努め、関係機関と連携を密にし、発育発達支援の充実を図ります。	健康長寿課
住み慣れた地域で安心して暮らすためには地域医療の確保が重要です。そのために、住民みんなが安心できる地域医療づくり事業や医療の人材確保支援事業等の、地域を支えるために必要な医療体制の支援を継続して行っていきます。	健康長寿課

(3) 介護予防の充実

取組内容	担当課
介護保険制度の持続可能性を高め、すべての人が健康に暮らし続けるために必要な活動に自ら取り組むことができるよう、関係機関と連携・協力しながら健康づくりや介護予防・日常生活支援総合事業、一般介護予防事業を一体的に推進していきます。また、一人ひとりの社会参加の機会をつくることで、自らが様々な取り組みに積極的に参加し、活躍できるように支援していきます。	健康長寿課

基本目標 3 安心できる共生社会を目指しましょう！

施策 3 - ①. 災害時や緊急時の支援対策の推進

現状と課題

本町は海と山を有していることから、地震・津波対策、河川の氾濫や土砂災害対策など、多面的な災害対策が求められています。地域防災計画は平成 29 年度に見直されているほか、津波や土砂災害・ため池のハザードマップや盛り土造成地マップなど、地域住民の防災に必要な情報提供を行っています。

アンケート結果においても、地域福祉に関連する災害に関する関心は極めて高いのが本町の特徴の一つといえます。日々の生活での悩みや不安について尋ねたところ、「地震や火事など災害のこと」が 42.9%と多く、「体調・健康面のこと」が 33.4%、「老後のこと」が 30.5%といった「我が事」よりも災害のことが不安という結果です。

避難、地域における災害時に迅速に対応する体制づくりと地域特性を生かした地域間連携の確立が求められています。

地域に期待すること、住民が取り組むこと

～地域に期待すること～

- 自分の身は自分で守るという意識を持って防災に関する知識を深め、身の回りで実践するとともに、地域での協力体制の確立に努めます。
- 日ごろからの地域の行事などを通じた交流などにより、地域住民と協力し合いながら、お互いの顔の見える関係の構築を支援します。

地域で見守るべき方がだれなのかを把握する。

地区の避難訓練に参加する。

避難時の連絡体制や避難の方法を家族で共有する。

まずは
やってみる！

災害時の避難について

行政で取り組むこと、支援すること

(1) 災害予防体制の確立

取組内容	担当課
災害発生時の避難等に特に支援を要する人を正しく把握し、社会福祉施設等との協定を図るとともに、避難場所の収容可能人数を増やすため備蓄品や蓄電システムなどの整備を行います。地震発生から津波襲来までの円滑な津波退避のための訓練を継続し、津波避難誘導標識等の設置を行い、町民はもとより観光客等の避難を迅速に行います。	総務課 住民福祉課 健康長寿課
地域、福祉団体、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、町内会などと協力して、避難行動要支援者の把握及び情報共有を進めます。また、支援のあり方や地域における支え合いの仕組みづくりを進め、支援が必要な人が緊急時に迅速かつ円滑に避難できるような体制づくりを行います。	総務課 住民福祉課 健康長寿課

(2) 災害時要援護者対策

取組内容	担当課
地域、福祉団体、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、町内会などと協力して、避難行動要支援者の把握及び情報共有を進めます。また、支援のあり方や地域における支え合いの仕組みづくりを進め、避難行動要支援者が緊急時に迅速かつ円滑に避難できるような体制づくりを行います。 (日ごろからの近所づきあいで情報収集・自治会への協力など)	総務課 住民福祉課 健康長寿課

(3) 防災整備の充実

取組内容	担当課
高齢者、障がいのある人、子ども等も積極的に参加できる防災訓練の実施を図ります。また、あらゆる機会を活用して、災害の備えなど「防災・減災」についての考え方や避難場所を周知します。	総務課 住民福祉課 健康長寿課

(4) 災害応急体制の充実

取組内容	担当課
高齢者、障がいのある人、子ども等も積極的に参加できる防災訓練を実施するなどして、災害の備えなど「防災・減災」についての考え方や避難場所を周知します。	総務課 住民福祉課 健康長寿課
防災に関する知識を深め、身の回りで実践するとともに、地域住民と地域での協力体制の確立に努めます。また町内会や事業所等と連携し、自主防災組織結成や防災訓練への参加を呼びかけます。	総務課

施策 3 – ②. 一人ひとりの権利や人権を擁護するための取り組み

現状と課題

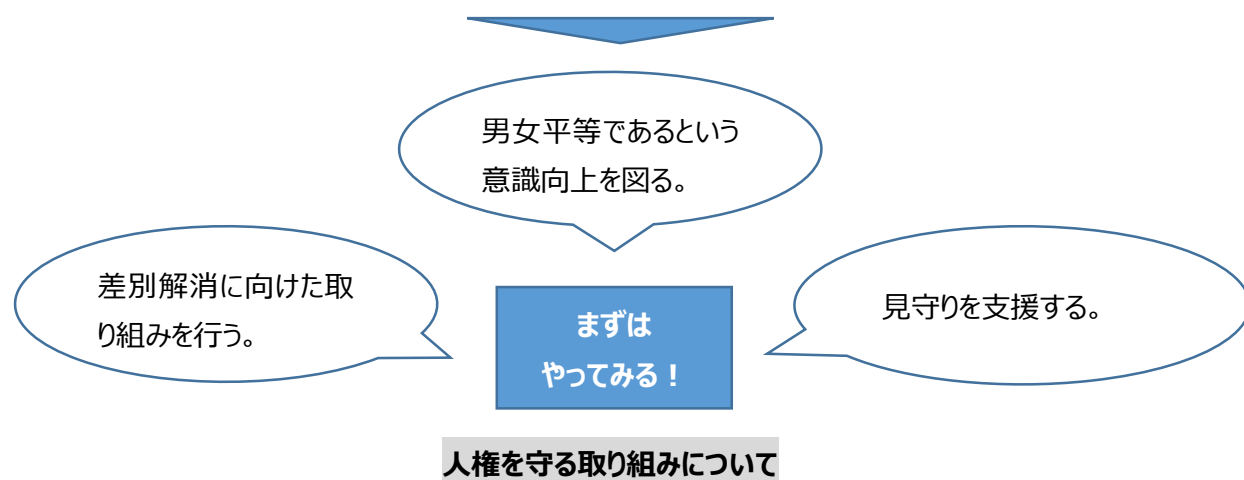
支援が必要な人たちの権利を守るという動きが近年の我が国では急速に広がってきています。これまで以上に人権を守り、その人らしい暮らしをその人の選択で行えるような取り組みが広がっています。地域においても、支援が必要な人たちを生き生きと暮らすことができるようにすることが必要です。

アンケート結果でも、成年後見に関する取り組みの認知度は高まっていますが、実際の利用に向けての仕組みを伝えること、支援が必要な人たちに権利擁護の仕組みを伝えていくことが課題です。

地域に期待すること、住民が取り組むこと

～地域に期待すること～

- みなべ町社会福祉協議会の生活支援員などを中心に、地域で一人ひとりの権利を守れるような仕組みをつくります。
- 差別の解消に向けた意識の向上に努めます。



行政で取り組むこと、支援すること

(1) 判断能力が低下した人への支援

取組内容	担当課
認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいにより判断能力が不十分なことから、個人情報や財産の管理や、日常生活等に支障がある人たちが不利益を被るケースがあることから、成年後見制度や社会福祉協議会の福祉サービス利用支援事業等の周知を行い、住民が円滑に制度を利用できるように努めます。また、判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護について、その内容を広く周知し、利用を支援します。	健康長寿課 住民福祉課

取組内容	担当課
成年後見制度利用促進のための広報に努めるとともに、身近な親族や福祉・医療・関係者と後見人等が「チーム」となって本人を見守る体制や、福祉や法律の専門団体の協力・連携を図る協議体の設置について検討します。	健康長寿課 住民福祉課

(2) 男女共同参画の推進

取組内容	担当課
住民一人ひとりの人権意識を向上させ、男女が互いに尊重し活躍し合える地域社会の実現を目指します。男女問わず幅広い年齢に理解を促すための効果的な啓発・広報を促進するとともに、関係団体や教育機関と協力し、人権の尊重と男女共同参画に関する理解を深めていくために、適切な学習機会の充実を図ります。	総務課 教育学習課

(3) 多文化共生社会の形成

取組内容	担当課
言葉・習慣等の壁がある外国人を擁護し、社会全体で支え合うための支援を行います。また、観光パンフレットの多言語などによる交流人口の拡大が今後想定されることから、住民への意識啓発に取り組み、多文化共生社会の環境づくりを推進します。	総務課 うめ課

(4) 個人情報の保護とマイナンバー

取組内容	担当課
より質の高い福祉・保健・医療サービスを提供していくため、サービス利用者に関する個人情報を行政、関係機関、事業者などで共有することが必要です。そのため、マイナンバーをはじめとする個人情報の漏えいや不正利用防止に向けた情報管理を徹底します。個人情報保護法や個人情報保護条例についての正しい理解や運用について学ぶ機会を設けます。	総務課 住民福祉課 健康長寿課

(5) 差別の解消

取組内容	担当課
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が制定され、障がい者の人権を守り、自立と社会参加を促す取り組みが進められていることから、障がい者への不当な差別的扱いの禁止や合理的配慮を求めていくとともに、今後も町民一人ひとりの人権を尊重するまちづくりを進めます。 (障がいに関する認識の啓発など)	住民福祉課 教育学習課

施策 3 - ③. 安心して快適に暮らせる環境と仕組みづくり

現状と課題

自主防犯ボランティアの組織数が全国で比べると和歌山県が最も少ないことから（平成 25 年現在）、地域での防犯意識の高まりが今以上に求められています。地域における啓発活動の担い手として活動するボランティアを育成し、地域で身近な方に消費生活情報を伝達して消費者被害にあわないよう、見守り活動を実施するための組織として、和歌山県消費生活サポーター・消費者被害防止ネットワーク研修会があります。消費生活に関する相談件数は 60 歳代が一番多く、ついで 40 歳代となっています。事業については、ウェブサイト関連が最も多くなっており、高齢者のウェブサービス関連の相談が多い状況です。

道路網の整備は進んでいるため、車での移動時間の短縮や地域間での交流はこれまで以上に進んでいますが、移動に関しては、特にバスを中心とした公共交通網の利用減少に伴い、特に自家用車の運転ができない高齢者を中心に、買物などを中心とした日々の生活に不便をきたしていることから移動販売車などが町内を循環することでその解決が図られていますが、地域によってはまだまだ不便な状況があります。

また、和歌山県は、地域で身近な方に消費生活情報を伝達して消費者被害にあわないよう、見守り活動を実施する地域における啓発活動の担い手としてボランティアが活動しています。また、被害防止のための啓発活動などを行っています。さらに県内で起きた事件を契機に、子どもたちを犯罪から守るための動きが高まり、町内に防犯カメラの設置を推進しています。

地域に期待すること、住民が取り組むこと

～地域に期待すること～

- 交通指導員と連携して、地域ぐるみによる活発な交通安全活動を行ったり、交通安全教室に参加することで交通ルールとマナーを熟知し、交通事故の防止に努めます。
- 各自治会において、声かけ運動を推奨するなど地域のつながりを深めることで自主防犯活動の充実や消費者被害の防止を図っていきます。

近所のお年寄りに、自分の買物ついでに欲しいものがないか声かけする。
(特に、重いものやかさばる物)

交通安全に向けて、ちょっとした気配りをする。

運転ボランティア等の移動支援に取り組んでみる。

みんなで消費者被害にあわないように情報交換する。

まずは
やってみる！

ちょっとした気配りについて

行政で取り組むこと、支援すること

(1) ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり

取組内容	担当課
高齢者や障がいのある人が様々な制限にとらわれることなく、自由に外に出て、それぞれの能力を生かしながら就労や趣味、地域活動に参加できる環境づくりを進めていくため、行政は、道路・公園・建築物をはじめ、トイレや駐輪場などの施設のバリアフリー化を推進するとともに、新設、改修する際には、移動しやすく、利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った整備を図ります。	総務課 住民福祉課 健康長寿課 建設課

(2) 移動手段の確保と交通安全対策

取組内容	担当課
移動支援の充実を図り、交通弱者が外出しやすいまちづくりを進めます。路線バスの廃止や運行補助の増加、みなベコミバス（デマンドバス）の利用者の減少など新たな課題が生じてきたため、今後、生活交通の効率化を検討します。（移動販売車とくし丸の販路拡大等）	総務課 住民福祉課 健康長寿課
警察をはじめとする関係機関や民間団体と連携して、高齢者や子どもなどの各世代に応じた交通安全教育の推進に努めます。	教育学習課 総務課
みなべ町通学路交通安全プログラム～通学路の安全確保に関する取組の方針～に基づき、小学校、中学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を行い、必要箇所については、具体的な対策を検討します。（地域でわかやま子どもセーフティガードへ協力等）	教育学習課 建設課

(3) 防犯活動の推進

取組内容	担当課
今後も、各自治会においてコミュニティ活動が活発になるよう、情報の提供などを通じて行政と地域が連携を取りながら防犯活動の充実を図っていきます。	総務課
子どもたちをはじめとした町民だけでなく、みなべ町を訪れる方が安心して安全に過ごせるよう安全対策として防犯カメラの設置を推進します。	総務課

(4) 消費者被害への対策

取組内容	担当課
事業者との契約トラブルや疑問については、日高郡の自治体並びに御坊市が共同で開設した日高地域消費生活相談窓口において、専門の消費生活相談員が受け付けます。なお、町役場においても、月2回巡回相談窓口を開設します。 （民生委員児童委員・福祉事業所などの声掛けや見守り等）	産業課 住民福祉課 健康長寿課

施策 3 - ④. 地域での支援が必要な人への体制づくり

現状と課題

生活困窮者をはじめとする多くの支援が必要な人は、単に経済的に困窮しているだけでなく、社会的に孤立している事が多い、という現実があります。本人が自立した暮らしをするためには、何らかの社会関係を取り戻せるように、地域中で居場所や役割を確保し、参加できるようにしていくことが重要です。

また、支援が必要な人が適切な制度を利用することで、他者の援助を受けなくなるということを単に援助のゴールにするのではなく、制度・サービスを継続的に利用しながら、他者や地域との関わりで生きていく力を身につけ、自らも社会参加・社会貢献の役割を果たしていくようになることが必要です。「共感に基づく連帯の支援」が必要となります。

若者の自立・就労支援については県と、更生保護、犯罪者の更生支援や犯罪の予防啓発については、田辺保護司会みなべ分会と連携して行っています。

地域に期待すること、住民が取り組むこと

～地域に期待すること～

○地域は多様な人を受け入れ、お互いに支え合う場である反面、時には異質な人々を排除してしまうという側面もあることから、様々な差別や偏見を一人ひとりが解消し、排除しない地域づくりを進めます。

小さなSOSを分野ごとの相談体制につなげてみる。

気になる人に、見守りや声かけを実践する。

特に若い世代の自立のために、地域全体で支えるようにする。

地域で相談できる人を複数人互いにつくる。

まずは
やってみる！

同年代の集まりや行事に互いに参加する。

地域での体制づくり

行政で取り組むこと、支援すること

(1) 虐待防止の推進

取組内容	担当課
児童虐待防止法や高齢者虐待防止法等の趣旨を踏まえ、速やかに必要な支援に結び付けることや、早期の段階から相談できるよう、窓口等の体制の整備を行います。	健康長寿課
みなべ町障がい者虐待防止センターを庁内に設置し、障がい者の虐待の通報や届出の窓口として運営しています。障がい者の安全確認や緊急性の把握、県や警察、医療機関等協力機関と連携しながら対応に関する協議、支援方法等を検討して障がい者虐待の防止と障がい者の擁護者の支援もあわせて行います。	住民福祉課

(2) 認知症対策

取組内容	担当課
認知症の早期診断、早期対応に向けた体制を強化するとともに、認知症予防に関する取り組みを推進します。地域包括支援センターに「認知症初期集中支援チーム」を設置し、個別に適切な支援を行うとともに、認知症医療・介護の連携体制の構築を図ります。	健康長寿課
認知症施策や事業の企画調整等を行う「認知症地域支援推進員」の相談体制を整備します。さらに認知症の病気の状態に応じた適切なサービス提供が切れ目なく提供されるよう、関係機関のネットワークの構築、認知症ケアパスの活用など、認知症総合支援事業の実施に取り組めます。	健康長寿課
認知症に関する正しい知識を普及し、住民の理解を求めるとともに、本人や介護者の多様なニーズに応じた支援の充実など、自分らしく暮らせる地域づくりを推進します。また認知症キャラバンメイト連絡会の協力のもと、認知症キャラバンメイト、認知症サポーターの活躍の場の拡大を図ります。	健康長寿課
認知症の人と家族、地域住民等が共に安心して過ごせる集いの場「認知症カフェ：おれんじの日」やサロンの場の活動を支援します。	健康長寿課

(3) 自殺予防対策

取組内容	担当課
一人ひとりのこころの健康づくりに向け相談体制を構築するほか、自殺予防週間の周知等をはじめとした普及・啓発活動に努めます。	健康長寿課

(4) 生活困窮者の自立支援

取組内容	担当課
経済的困窮者のみならず社会的孤立状態にある者、表出されていない課題も含めて複合した課題を抱える者やその世帯に対し、必要な福祉サービス、住まい、就労への支援を行うなど、地域での生活を可能にするための生活困窮者自立支援制度等の確実な運用を図ります。また、相談支援員を中心とした就労支援を行い、ハローワークと連携しながら各個人に応じた自立支援を促進します。	住民福祉課 健康長寿課

(5) 生活保護

取組内容	担当課
高齢、傷病などで就業できない、土地や田畑、預貯金や有価証券、自動車など処分できる資産がない、親、子、兄弟姉妹などの親族から援助を受けることができない、その他あらゆる制度を活用してもなお生活が困窮する場合に、生活保護法の規定に基づき、困窮の程度に応じて被保護者の最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図るための支援を行います。	住民福祉課

(6) ひきこもり・閉じこもり等社会孤立者の支援

取組内容	担当課
ひきこもりやこころの健康に不安を持つ住民に、適切な医療機関や社会復帰などの相談に対応します。発達障がい児者、社会的ひきこもり等の社会的就労困難者の受け入れを行う町内事業所等と連携を図りながら、支援していきます。	健康長寿課 住民福祉課

(7) 子どもの貧困対策

取組内容	担当課
貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることがないように、子どもに届く教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を推進することが方向づけられていることから、県や関係機関と情報共有しながら推進します。	健康長寿課 教育学習課

(8) 更生保護

取組内容	担当課
<p>刑事司法関係機関だけの取り組みには限界があり、地域社会での継続的な支援が再犯防止に重要という現状に対応するために、平成 28 年 12 月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立しました。犯罪や非行をした人が罪を償い、地域社会において円滑に立ち直ることができるよう、保護司等と連携します。矯正施設、保護観察所をはじめとした多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付けるための調整に取り組みます。</p>	住民福祉課 健康長寿課
<p>薬物依存を有する者への支援として、保健行政機関における薬物依存症に関する相談支援窓口の充実を検討します。また、薬物依存症からの回復に向けた支援活動を行う民間団体の活動の援助などの充実を図ります。薬物依存症のある保護観察対象者や薬物依存症者への指導や生活支援を担う支援者に対する研修の充実を図ります。</p>	健康長寿課 住民福祉課

資料編

1. 計画策定委員会設置要綱

みなべ町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、総合的かつ計画的に推進するため、みなべ町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定について、町民の意見を広く求め、計画に反映させるため、みなべ町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 社会福祉施設職員
- (3) 社会福祉団体関係者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、町長が、委嘱した日から平成30年3月31日までとする。ただし、計画策定上やむを得ないときは延長することがある。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、町長から要請のあったとき又は委員長が必要と認めるときに委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことが出来ない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、みなべ町役場住民福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

2. 策定委員名簿

所属・職名	氏名	
みなべ町区長会会長	細川 初夫	委員長
みなべ町民生児童委員協議会会長	中家 長久	副委員長
みなべ町社会福祉協議会局長	川口 富士夫	
みなべ町身体障がい者連盟副会長	古家 正一	
みなべ町心身障がい児者父母の会会長	中家 久美子	
なかよし福祉会なかよし作業所所長	溝西 安生	
やおき福祉会 すまいる所長 (指定障害福祉サービス事業所)	安田 一美	
みなべ町給食ボランティアグループ代表	小谷 眞千子	
みなべ町長寿クラブ連合会会長	森 茂	
みなべ町女性会会長	畑崎 祐基子	
みなべ町母子保健推進員	榎本 真由美	
みなべ町障がい者相談員	尾田 幸世	
みなべ町保育所代表	水崎 恭子	
みなべ町地域子育て支援センター (愛之園保育園)	神谷 羊子	
みなべ町民生委員児童委員協議会	久保 眞澄	

3. 策定経過

開催日	検討内容
平成 29 年 4 月 14 日～29 日	住民アンケートの実施
平成 29 年 7 月 13 日	第 1 回みなべ町地域福祉計画策定委員会 住民アンケート結果の報告 策定の方針について
平成 29 年 7 月 26 日～8 月 3 日	地区懇談会（5カ所で実施）
平成 29 年 11 月 15 日	第 2 回みなべ町地域福祉計画策定委員会 アンケート結果及び地区懇談会から見えるみなべ町の姿の整理 計画の構成について
平成 30 年 1 月 22 日	第 3 回みなべ町地域福祉計画策定委員会 上富田福祉センター・上富田町社会福祉協議会 平田生活支援コーディネーター「まちかどカフェについて」視察研修
平成 30 年 2 月 16 日	第 4 回みなべ町地域福祉計画策定委員会 計画書骨子案の検討
平成 30 年 3 月 9 日	第 5 回みなべ町地域福祉計画策定委員会 計画書素案の検討
平成 30 年 3 月 22 日	地域福祉計画書最終案を策定委員長から町長に答申

第3期地域福祉計画策定にあたって

少子高齢化・人口減少が急速に進んでいる中、生活様式の多様化・価値観の変化により、地域におけるコミュニティや住民相互のつながりが年々薄れております。

一人ひとりが住み慣れた地域の中で、支え合い助け合いながら心豊かに安心して暮らし続けることのできる町、それがみんなの共通の願いです。

本計画を策定するにあたり、平成29年度みなべ町すべての地域で地区懇談会を開催して、町民の皆様の意見を広く求めてまいりました。また、策定委員会では、「人のぬくもりのある町！あがらのみなべ！」を基本理念に、誰にでもわかりやすい言葉でまとめました。

第3期地域福祉計画に、みなべ町民一人ひとりが地域福祉の担い手として気軽に参加して頂き、地域活性化と陽気で楽しい毎日の暮らしに役立てて頂ければ幸いです。

平成30年3月22日

みなべ町地域福祉計画策定委員会

委員長 細川 初夫

編集後記

国は平成29年2月に“他人事を我が事に”“地域の課題を丸ごと”という「地域共生社会の実現」を明確に打ち出しましたが、制度運用や仕組みづくりは、それぞれの地域に託された状態です。

少子高齢化で人口減少が続いても、支え合いを広げ笑顔の人口を増やしていきたいものです。行政だけではできない助け合いで自分たちが支える地域は、やがて自分を支えてくれる地域にもなると考えます。地域住民同士が助け合う仕組みをくまなく広げて、今後も柔軟な取り組みを望みます。

行政や各種事業所などから提言を発信していくとともに、地域の絆をつくっていく皆様一人ひとりにも広く周知し、その実現を目指していきたいものです。

“向こう三軒両隣”から、みなべの三つ葉のクローバーで絆づくりが広がれば、あがらのみなべ！もやがて夢ある四つ葉のクローバーにおおわれていくかもしれません。

みなべ町役場 住民福祉課

第3期みなべ町地域福祉計画

発行：みなべ町

編集：みなべ町役場 住民福祉課

住所：和歌山県日高郡みなべ町芝 742 番地

電話：0739-72-2161

発行年月日：平成 30 年 3 月